

東京医科大学中長期計画

2016-2025

学校法人東京医科大学

学校法人東京医科大学 中長期計画 目次

I. はじめに	1
創立 200 周年の年 2116 年に向かう	
礎としての中長期計画策定	1
ゆるがぬ建学の精神を次世代につなぐ	2
中長期ビジョン策定の目的	3
- 世界最高水準の教育・研究・診療の実現を目指して -	
II. 大学設立の経緯、建学の精神、校是	5
III. 東京医科大学のミッション	6
IV. 東京医科大学ビジョン 2025	7
1. 教育ビジョン	
2. 研究ビジョン	
3. 診療ビジョン	
4. 社会連携・社会貢献ビジョン	
5. 管理運営ビジョン	
V. 中長期ビジョンを具体化するための理念・基本方針・重点施策と目標	
1. 教育に関する理念・基本方針・重点施策と目標	
(1) 医学部医学科・看護学科	9
(2) 大学院医学研究科	43
(3) 霞ヶ浦看護専門学校	62
2. 研究に関する理念・基本方針・重点施策と目標	65
3. 診療に関する理念・3病院の目指す方向・基本方針・重点施策と目標	70
(1) 東京医科大学病院	
(2) 東京医科大学茨城医療センター	
(3) 東京医科大学八王子医療センター	
4. 社会連携・社会貢献に関する理念・基本方針・重点施策と目標	81
5. 管理運営に関する理念・基本方針・重点施策と目標	83
(1) 法人運営	
(2) 業務執行体制	
(3) 人事管理	
(4) 資材・設備管理	
(5) 施設整備計画	
(6) 情報通信環境	
(7) 内部質保証	
6. 中長期財務計画に関する理念・基本方針・重点施策と目標	103

I. はじめに

創立 200 周年の年 2116 年に向かう礎としての中長期計画策定

理事長 臼井正彦

1916 年の創立以来、幾多の困難を乗り越えてきたわが東京医科大学は、2016 年に創立 100 周年を迎えました。振り返ればこの間、わが国は 3 回の大震災と 2 回の世界大戦を直接的また間接的に経験してきました。また、経済的恐慌も数回同様に受けてきましたが、第 2 次大戦の戦災を除けば、本学にとっては極めて甚大な被害となることもなく、いつも同窓諸先輩と全職員の叡智によってその難関や苦境の時を乗り越えてきました。

そこには、本学の根幹をなす二つの精神、自主自学と正義・友愛・奉仕の精神が常に生き続けてきたからであります。建学の精神であり人としての生き方、一生学び続ける姿勢、バイタリティ、矜持と解される自主自学、そして人や社会への関わり方としての正義・友愛・奉仕の精神が脈々と受け継がれ、全学生、全職員のみならず 1 万 3 千余の同窓生の大きな拠り所、即ち東医魂となり、支え続けてきた事に他ならないと思います。これらの精神は、次の 100 年に向かって進む本学にとって不可欠な旗印であります。

しかしながら、これからの 100 年間で突破して行くには、先人達の歩んできた伝統を踏襲しつつも、IT を中心とするグローバルな多様化社会において、今以上にスピードが求められ、本学がさらに発展し続けるには新たな運営指針や計画が必要となったことも事実であり、昨年の 6 月に中長期計画策定委員会を立ち上げました。ここでは、本学のミッション（使命）を見つめ直すことから始め、六つの領域で小委員会を設け、延べ約 40 回の会議を開催し、さらにその計画の策定にあたっては、学生、教職員、関係者、約 200 名に直接関わっていただき検討を重ねてきました。

こうして完成した本計画であります。本当に大切なことはこれを慎重かつ大胆に実行し目標を達成することにあります。そして、教育、研究、診療、社会連携・社会貢献、管理運営の各項目に掲げられたビジョンを実現するために、次の 100 年の土台となる最初の 10 年間に全職員が一致協力・一丸となって本計画の実践と目標達成に汗を流していくことに尽きると思います。

私たち東京医科大学は、ミッションとして、「患者とともに歩む医療人を育成し、良質な医療を提供し、地域そして世界の健康と福祉に貢献すること」を掲げました。これを実施し目的を達成するために、より熱い東医魂を持ってここに掲げた計画案をひとつずつ真摯に取り組んでいくことを全職員が確認し、実践して行くことにあります。何卒、皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます、巻頭の言葉と致します。

稿を終えるにあたり、本計画書の立案作成に御尽力頂いた唐沢昌敬常務理事をはじめとする各委員の方々、経営企画・広報室の成清哲也課長、梅原伸広課長補佐に深謝致します。

ゆるがぬ建学の精神を次世代につなぐ

学長 鈴木 衛

大学のミッションを要約すれば、教育、研究を行い、その成果を社会に還元することと考えます。今回、東京医科大学では中長期計画を策定し、本学の姿勢と進むべき方向を明らかにしました。我々のミッションは「患者とともに歩む医療人を育てる」ですが、内容を要約すれば、よき医療人と研究者を育成し、人類の健康と福祉に貢献することといえます。ビジョンや詳しい施策等は各項目を参照頂くこととして、ここではさらに次の100年を見据えて何をすべきかを示したいと思います。

今後、10～20年単位で確実、かつ急速に進行することが少なくとも二つあると考えます。それは国際化とIT化です。まず、国際化ですが、交通手段やITの発達によって著しく世界が狭くなった昨今、国内外での医療活動や研究活動の機会が増えています。医学教育にも国際基準が適用され、医学教育分野別評価の受審が大学医学部の重要課題になるなど、医学・看護学全般において内容が多様に変化し、対応する必要に迫られています。日本は天然資源には乏しいものの人材は豊富といわれてきました。また、治安は良く、成熟した国民性など誇るべき点は多いと思います。世界各地で政治的社会的な混乱が続いている昨今、日本の果たすべき役割を考える時でしょう。これには日本の歴史、文化、伝統をよく理解し、日本人としてのidentityと倫理観を身につけた上で、国際舞台で活動することが求められます。同時に情報を英語で発信できる能力が一層必要になってくると考えます。医学部を卒業した人材の将来果たすべき役割も多様化していきます。様々な職種や環境において個人の能力が最大限に発揮できる人材を育てるのが大学の責務となります。

第二はITの発達です。人工頭脳(AI)の進歩も著しく、今後急速に社会構造や職業形態が変化していくことは必至です。ITが医学や医療に及ぼす影響も大きく、しかも変化は急速です。先進的な医療技術は絶え間なく医療現場に導入されていき、医療提供者にはこの修得と安全性の確保が求められます。また、医学教育は今後参加型臨床実習とIT活用教育が中心になるでしょう。いずれにおいても高い問題解決能力と思考力が不可欠であり、本学の建学の精神である「自主自学」が発揮されるべきです。同時に、とくに臨床現場においては本学の校是である、「正義・友愛・奉仕」の精神が常に伴わなければなりません。これは、良好なヒューマン・コミュニケーションによって可能になり、この意識は現在も将来も変わらないと考えます。

苦難の創学の時代から今日まで育まれてきた「自主自学」と「正義・友愛・奉仕」、この二つの精神を軸として、知識・技術とヒューマニティの備わった医療人を育成することが、今後長期にわたって最重要課題になると思います。患者とともに歩む精神で教育・研究・診療活動を推進するとともに世界へ継続的に情報を発信していくことが、大学のidentityを確立し、基盤をゆるぎないものにすると考えます。

中長期計画策定の意義

- 世界最高水準の教育・研究・診療の実現を目指して -

常務理事 唐 沢 昌 敬

(中長期計画策定担当)

東京医科大学は、本年創立 100 周年を迎えます。その間諸先輩のご努力により、教育・研究・診療の面で数多くの成果をあげてきました。とくに良医を育成し、患者とともに歩む医療を実践してきたことは、社会から高い評価をいただいております。東京医科大学のブランドは日本中に知れわたっています。私たちはこうした伝統を受け継ぎ、さらに発展させていかなければなりません。100 周年は祝うべき年であると同時に、次なる 100 周年に向けて第一歩を踏み出す年でもあります。こうした決意を示すために、次なる飛躍を目指した中長期計画を策定しました。

本学には創立以来、私たちを導いてくれた建学の精神「自主自学」と、校是「正義・友愛・奉仕」があり、内外に広く浸透しています。創立の経緯および建学の精神と校是は、多くの人々に感動と勇気を与えてきました。次なる 100 年も、その中核となる建学の精神と校是は不変です。また文明の継承、知識の創造、人格の形成という大学の使命も、時代を超えて存在しています。この建学の精神と校是のもと、大学の使命を果たし新しい時代の社会的要請にどのように応えていくか、本計画ではそのあるべき姿をミッション・ビジョンとしてまとめました。時代がこれまでにない速さで劇的に変化をしていますが、私たちがどこを目指すのかを明らかにしました。またそれを実現するシナリオを領域ごとにまとめました。

ミッションは、今までどおり良医の育成という伝統を受け継ぎ、患者とともに歩む医療人を育てるです。思いやりの心と深い教養に裏付けられた最高水準の技能を持った医療人を育成し、臨床を支える研究を推進し、患者の心や人間性に寄り添った医療を推進することです。これは教育・研究・診療を貫く重要な柱です。そして目指すべき水準を具体的に明らかにしたビジョンは、多様性、国際性、人間性に支えられた最高水準の医科大学の実現です。

多様性とは、組織を開放系にして性格や分野が異なる人材・知識・情報を受け入れてつなげていくことです。思想・信条を問わず、世界中から人材を集めることです。男女共同参画を進めるとともに、障害者の雇用も促進することです。また自然科学のみならず社会科学、人文科学など様々な学問分野の人材を集めて知識・情報の量と質を充実させることです。先進的かつ創造的業績は多様性から生まれます。国際性とは、教育・研究・診療の面で世界の動きに同期化していくことです。医学教育分野別評価の受審等、教育の国際化を進めていくことです。また研究、診療の面でも、本学が世界的ネットワークの拠点となることです。人間性とは、人間の全人的理解に支えられた優しさと思いやりの精神の発揮です。相手の心の動きを感じ取り、相手の立場に立って考え、判断していくことです。患者と、地域社会の住民と、そして世界中の科学者と優しい心でつながっていくことです。そうです、私たちが実現を目指す多様性、国際性、人間性に支えられた最高水準の医科大学とは、まさに、人間の理性と道徳心によって、地球的規模のイノベーションと創発を主導する大学です。

私たちが目指すべき水準としてのこうしたビジョンを、より身近なものとするため教育、研究、診療、社会連携・社会貢献、管理運営の5つの領域に分けて、具体的に明らかにしました。教育のビジョンで特に強調した点は、人間の構造・機能にとどまらず、人間の欲求、欲望を始めとし、人間の心の働きや人間性にいたるまで、人間を全人的に理解できる医師の育成です。また、世界的潮流である哲学や倫理学を中心にした自由に、自分の力で創造的に考える学問、すなわちリベラルアーツに支えられた高度なスキルを修得した医師の育成です。まさに人間志向の教育の徹底です。研究のビジョンは、ネットワーク化を始めとする横断的協力関係の形成を進め、世界的研究の拠点となることです。そして、それを高い倫理観のもとに実施していくことです。本学ではこうした優れた研究に押されて、教育と臨床が進化していく好循環を作り出します。診療のビジョンは、患者を優先した安全・安心な質の高い医療を推進することです。患者を優先した医療は、本学の100年の歴史を貫いている中核となる精神です。社会連携・社会貢献のビジョンは、ステークホルダーの欲求の充足をするとともに、新しい時代の社会的要請にも積極的に応えていく大学になることです。管理運営のビジョンは、教育・研究・診療の持続的発展を支える人間力を最大限に引き出す管理運営体制の確立です。

こうしたミッション、ビジョンが絵に描いた餅にならないように、それを実現するシナリオを教育、研究、診療、社会連携・社会貢献、管理運営、中長期財務の6つの領域に分けて、基本方針・重点施策・目標としてまとめました。また、重点施策を確実に実施していくために年度ごとの行動計画を立てました。

基本方針・重点施策・目標・行動計画の作成にあたっては、7月よりそれぞれの領域ごとに、6つのワーキンググループを作成し、参加型で議論を重ねてきました。中長期計画の内容をまとめていく手法としては、未来のミッション、ビジョンを明確にし、その実行戦略は、その時の環境状況に合わせて柔軟に対応するという米国の優良企業で用いられている創発型方式を採用しました。それぞれの領域ごとに環境分析を行い、ミッション、ビジョンを実現するにはどうしたらよいか、重点施策と目標を未来志向で考えました。とくに教育・研究の領域では医学教育分野別評価を強く意識しました。また、全体を人に優しいという精神で包み込みました。

時代が大きく変わりつつある中での100周年という節目の年に、こうした教職員の英知を結集した中長期計画を作成しました。本学の潜在能力は大変高いものがあります。人材も設備も一流です。豊富な知識・経験も蓄積しています。今までは必ずしもそれを十分引きだしているとはいえませんでした。まだまだ余力が十分あります。今回の中長期計画の実践をきっかけとして、組織文化を変え、潜在能力を一気に顕在化させ、世界最高水準の医科大学の実現を目指して力強く前進していきたいと思えます。

Ⅱ．東京医科大学設立の経緯、建学の精神、校是

今から 100 年前の大正 5 年(1916 年)5 月、日本医学専門学校(現 日本医科大学)の学生は学校側と対立し、427 名が同盟退学しました。彼らは理想とする学問の場を自分たちの手で実現させようと新校設立運動を開始し、幾多の困難を乗り越え、同年 9 月、東京物理学校(現東京理科大学)の教室を借りて、本学の前身である東京医学講習所の設立を果たしました。

大正 7 年(1918 年)には、長く官界にあった高橋琢也先生が全私財を投じ、全国を奔走して佐藤進氏、森林太郎(鷗外)氏、原敬氏、犬養毅氏、高橋是清氏、大隈重信氏、渋沢栄一氏など医学界、政界、財界の有志から多大な支援を受け、東京医学専門学校が設立されました。昭和 21 年(1946 年)、東京医科大学に昇格し、現在に至っています。

本学では、学校の設立と運営に心血を注いだ高橋琢也先生を「学祖」として、今も尊敬の念と親愛の情をもって語られています。

建学の精神

「 自 主 自 学 」

自主自学とは、自ら学び、考え、自らの責任で決断し行動することです。

校 是

「 正 義 ・ 友 愛 ・ 奉 仕 」



正義とは、法令や倫理規範を順守し、常に正しい意思で最高の医療の実現を目指すことです。

友愛とは、優しさと思いやりの心を持ち、常に相手の立場を理解し、助け合うことです。

奉仕とは、自ら進んで社会へ尽くし、人類の健康と福祉に貢献することです。

「自主自学」と「正義・友愛・奉仕」

自主自学を、医療人として生きる上での道標として胸に刻み、正義・友愛・奉仕の精神をもって社会に貢献し続けます。



Ⅲ. 東京医科大学のミッション

患者とともに歩む医療人を育てる

Fostering excellence in medical professionals as partners in health

東京医科大学のミッションは、建学の精神と校是に基づき、思いやりの心と深い教養に裏付けられた最高水準の技能を持った医療人を育成するとともに、臨床を支える高度な研究を推進し、地域そして世界の健康と福祉に貢献することです。



IV. 東京医科大学ビジョン2025

多様性、国際性、人間性に支えられた最高水準の医科大学の実現

1. 教育ビジョン

- (1) 高い倫理観と高度なスキルを習得した人材を育成するため、リベラルアーツの理念に基づいた教育プログラムを充実させる。
- (2) 人間を、その機能・構造にとどまらず、全人的に理解する教育を実践する。
- (3) グローバル化に対応した生涯教育システムを確立する。
- (4) 国際水準の教育者と研究者を育成する。
- (5) 多職種連携を支える教育を推進する。
- (6) 社会に資する地域医療教育を推進する。
- (7) 社会的・職業的自立に必要な能力を養うための教育の質保証制度を確立する。

2. 研究ビジョン

- (1) 高い倫理観に基づく研究活動を推進する。
- (2) 本学の特色ある研究を行うための分野横断的な拠点を確立する。
- (3) 地域社会と世界の保健・医療・福祉に貢献できる研究活動を推進する。
- (4) 国際的な研究ネットワークを形成し、成果を広く社会に発信する。
- (5) 高度な研究活動を通して、国際的な競争力と豊かな人間性を有する人材を育成する。

3. 診療ビジョン

- (1) 高い倫理観と確かな技術に基づいた安全・安心な医療を提供する。
- (2) 患者を全人的に支えるチーム医療を推進する。
- (3) 国際水準の高度先進医療を推進する。
- (4) 地域医療構想に基づいた高度急性期医療を推進する。
- (5) 地域医療と政策医療を総合的に推進する。
- (6) 診療と予防医学の連携により健康増進に寄与する。

4. 社会連携・社会貢献ビジョン

- (1) 社会に開かれた大学として、医科大学の特色を生かした知の還元を推進する。
- (2) 共同研究など、社会との協働活動を推進する。
- (3) 社会との連携による課題解決に向けた貢献活動を推進する。
- (4) 社会に向けた迅速な情報発信を推進する。

5. 管理運営ビジョン

- (1) 大学全体が一体となるようガバナンスを確立し、集権・分権のバランスある運営を行う。
- (2) コンプライアンス推進体制を整備する。
- (3) 教育・研究・診療の質的水準を維持する管理運営組織を確立する。
- (4) 教職員の一体感や意欲が向上する仕組みづくりを行うとともに、個人の成長を促す組織改革を推進する。
- (5) 働きやすい職場環境の維持・改善を推進する。
- (6) 中長期的財政基盤を確立する。

V. 長期ビジョンを具体化するための理念・基本方針・重点施策と目標

1. 教育に関する理念・到達目標・基本方針・重点施策と目標

【 医学部医学科 】

1) 教育に関する理念

健全なる精神のもとで人類の福祉に貢献する医療人を、自主性を重んじて育成する。

2) 教育に関する到達目標

1. 礼儀・礼節を備え、敬意と思いやりの心をもって他者に接することができる。
2. リベラルアーツに裏打ちされた広い見地と豊かな教養を身に付け、全人的医療を実践するための能力を備えている。
3. 医療プロフェッショナリズムを理解し、行動で示すことができる。
4. 科学的根拠に基づいた医療の知識や技能を修得し、診療の実践に応用できる。
5. 能動的な学習方法を身につけ、生涯に渡り研鑽を積む習慣を備えている。
6. ICT（情報通信技術）を利用した的確な医学情報を収集し、活用することができる。
7. 多職種と協調したチーム医療の意義を理解し、実践に応用できる。
8. 予防医学、保健・福祉を理解し、地域医療に貢献するための能力を備えている。
9. 国際的視野を有し、世界の人々の安全、健康と福祉に貢献するための能力を備えている。
10. 医学研究の意義を理解し、基本的研究手法を身につけている。

3) 教育に関する基本方針

礼節と他者への思いやりを備え、能動的に学ぶ医療人を育成する。基礎医学と臨床医学を融合させて理解し、臓器を超えて全人的に診ることができる医療人を育成する。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

医学部医学科では、建学の精神（自主自学）、校是（正義・友愛・奉仕）に基づき、患者とともに歩む医療人を育てることを目指しています。カリキュラム・ポリシーに沿ったカリキュラムを履修し、かつ学年ごとに定めた進級要件を満たし、さらに以下の教育到達目標に定める資質・能力を身につけた学生に学士（医学）の学位を授与します。

教育到達目標

1. 礼儀・礼節を備え、敬意と思いやりの心をもって他者に接することができる。
2. リベラルアーツに裏打ちされた広い見地と豊かな教養を身に付け、全人的医療を実践するための能力を備えている。
3. 医療プロフェッショナリズムを理解し、行動で示すことができる。
4. 科学的根拠に基づいた医療の知識や技能を修得し、診療の実践に応用できる。
5. 能動的な学習方法を身につけ、生涯に渡り研鑽を積む習慣を備えている。
6. ICT(情報通信技術)を利用した的確な医学情報を収集し、活用することができる。
7. 多職種と協調したチーム医療の意義を理解し、実践に応用できる。
8. 予防医学、保健・福祉を理解し、地域医療に貢献するための能力を備えている。
9. 国際的視野を有し、世界の人々の安全、健康と福祉に貢献するための能力を備えている。
10. 医学研究の意義を理解し、基本的研究手法を身につけている。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

医学部医学科では、ディプロマ・ポリシーで設定している教育到達目標を学年の進行にしたがい段階的に達成できるよう、次のような方針に基づいて学修成果基盤型カリキュラムを編成し実施します。

1. 医学知識や技能のみならず、コミュニケーション能力や礼儀・礼節も備えた医学生として成長できるよう、入学早期から少人数でのグループ学習や臨床

体験実習を実施します。

2. さまざまな分野から得た見地を人間理解や医療に活かせるよう、哲学、社会科学、医療心理学・死生学などの人文社会系科目や、物理学、化学、生物学などの自然科学系科目を1年次に配置します。
3. 医療人として必要な倫理・規範等を学ぶ行動科学・患者学、医療プロフェッショナリズム、医療倫理などの科目を、学年を横断して配置します。
4. 医療の知識・技能を段階的に身につけることができるよう、まず、1年次から臨床的な視点で基礎医学を学ぶとともに、2年次までに診療技能の基本を修得します。次に、3年次からは基礎医学と臨床医学が連携した臓器別科目を配置します。さらに、入学早期から医療現場や地域医療実習を体験するとともに、知識と技能を統合した臨床推論能力を修得できるよう、4年次後半からは臓器別ローテーション実習や診療参加型臨床実習を実施します。
5. 自己学習する習慣を涵養するため、PBL(Problem-based learning)やTBL(Team-based learning)などの能動的授業方法を取り入れた科目を配置します。また、1年次からeラーニング・システム「e-自主自学」を用いた予習・復習に取り組むほか、低学年での症候学入門や早期臨床体験実習、高学年での臨床実習では振り返りや学修成果の蓄積にeポートフォリオシステムを活用します。
6. 文書作成やプレゼンテーションに必要なソフトウェアの使い方を修得するとともに、ICT(情報通信技術)を利用して適切な情報収集・活用ができるよう、情報科学、課題研究、グループ別自主研究などの科目を学年横断して配置します。
7. 臨床実習の中でチーム医療を学ぶとともに、看護学科や他大学との多職種連携教育を実施します。
8. 社会医学・公衆衛生や保険・医療・福祉制度などを理解する社会医学系科目を2年次から4年次まで継続的に配置します。
9. 国際人の基盤となる一般教養や英語を1年次から4年次まで継続的に配置し、また、6年次には海外実習の機会を設けます。
10. リサーチマインドを涵養するため、1、2年次には基礎医学科目の実習、4年次には基礎医学の研究室に所属して研究するグループ別自主研究を配置します。
11. 全ての科目の成績評価の方法をシラバスに明示して厳格な成績判定を実施します。また、2・5・6年次には総合試験を行うほか、4年次には共用試験CBT・OSCE、6年次にはpccOSCE(臨床実習後の臨床実技試験)によっても評価します。さらに、6年間の学修成果をアセスメント・ポリシーにしたがって総合的に評価します。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学の建学の精神は「自主自学」であり、自主性を重んじた医学教育を実践しています。校是として「正義・友愛・奉仕」を掲げ、ミッションとして患者とともに歩むことのできる医療人を一世紀にわたり育成してきました。

本学では、この建学の精神、校是およびミッションを理解し、高い志をもって医療人を目指す、次のような人を求めています。

1. 十分な基礎学力を持ち、自ら問題を発見し解決しようとする意欲のある人
2. 基本的な倫理観と思いやりの心を持ち、利他的に考えることができる人
3. 礼節を重んじながら自らの考えを他者に伝えるとともに、他者の多様な意見を理解しようとする協調性と柔軟性に富む人
4. 多様な文化、変容する社会の中での自らの使命を理解しようとする人

入学試験での評価は、以下のように行います。

基礎学力については、筆記試験および小論文で評価します。

自ら学ぶ意欲、自らの使命の理解、利他的な考え方については、面接および調査書で評価します。

自らの意見を他者に伝える能力、他者の多様な意見を理解できる協調性と柔軟性については、面接および小論文で評価します。

入学までに身につけておくべきこと

医学部医学科の6年間では、幅広い分野の知識や技術を修得し、実践していくことが必要です。また卒業後は、医師として、生涯にわたって学習を続けていくことが求められます。そのために、医学部医学科に入学するまでに、以下の教科・科目についての十分な基礎学力とともに、粘り強く自ら学ぶ態度を身につけていることを強く望みます。

数学：数量的な概念の理解、論理的思考力、計算力

理科：物理、化学、生物など自然科学についての基礎的理解と科学的思考力

国語：日本語の文章読解力、文章構成力、論理的表現力

英語：英語の読解力、表現力、基礎的なコミュニケーション能力

地理歴史、公民：基礎的な知識に基づいて、物事を社会的視点から理解する能力

特別活動、課外活動等：医学・医療への目的意識、奉仕の心、協調性

学修成果・教育成果を把握・検証する方針（アセスメント・ポリシー）

【医学部共通】

本ポリシーは教育の質向上を推進するため、三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）に基づく学修成果・教育成果を把握・検証する方針を定めたものです。

1. アドミッション・ポリシーを満たす人材か、カリキュラム・ポリシーに則って学修が進められているか、ディプロマ・ポリシーに示された基準を達成できているかについて、様々な評価指標をもとに多面的に評価します。そのため教学に係る全学統合データベースの整備を行います。
2. 教育課程（学科）レベルの学修成果は、入学試験成績、各学年終了時や卒業時の成績の分布状況、GPA、進級率、国家試験合格率のほか、新入生アンケート、学修行動調査、卒業時アンケート、卒業生アンケートなど直接評価・間接評価を用いて把握します。
3. 授業科目レベルの成績評価は、シラバスに明示された評価方法・評価基準に基づき、学則および東京医科大学 GPA（Grade Point Average）実施要項等に則り厳格に行います。また、シラバスの充実に努めます。
4. 学修成果の達成状況を学生・教員にフィードバックします。
5. 学修成果の検証は、教授会、教育 IR センター、アドミッションセンター、および各学科の関連委員会等が連携して行います。
6. 学修成果の検証結果を授業内容・教育手法・カリキュラムの改善につなげ、継続的な教育の質向上に努めます。
7. 学生の学修成果、大学全体の教育成果についての情報を社会へ公表します。

【医学部看護学科】

1) 教育に関する理念

建学の精神である自主自学に基づき、人々の健康や看護学の発展に寄与できる看護職を育てる。高い倫理観を持ち、豊かな教養と人間性および科学的な思考力を備え、社会を切り開く素地を養う。

2) 教育に関する到達目標

1. 人間の尊厳を守り高い倫理観に基づいた行動がとれる。
2. 科学的根拠に基づき判断し看護実践ができる。
3. 看護職の役割を認識し多職種と連携する基盤を身につける。
4. 生涯にわたって看護職として自己研鑽する力を身につける。

3) 教育に関する基本方針

幅広い教養と高い倫理観を有する豊かな人間性を育み、人への関心を示し、共感を持って接することのできる態度を養う。また、社会の価値としての看護の意味を深く探求し、自ら考え、行動し、看護を創造・発展させることのできる人材を育成する。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

4年間の学修を通して、国内外を問わず看護が必要とされるあらゆる場で、どのような状況でも最善の看護を提供できるよう、次の能力を有すると認められる者に学位を授与する。

1. 人間の尊厳を守る力
2. 科学的に探究し、表現する力
3. 看護の対象を理解し実践する力
4. 人や社会と関係を築く力
5. 多職種と連携する力
6. プロフェッショナルリズムに基づき責任を果たす力
7. 生涯にわたって研鑽し続ける力

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学看護学科のカリキュラムは、「一般教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」の3つの科目群から構成されている。カリキュラム構築の考え方は、次のとおりである。

1. 教育理念である自主自学を基盤に、科学的思考が段階的かつ着実に身に付き、高い倫理観を涵養することができるカリキュラムとする。
2. ディプロマ・ポリシーに掲げる7つの力を育成するために、学修が積みあがるような科目設定と配置を行う。
3. アクティブ・ラーニングを主軸とした様々な教育方法を通じて学修を展開する。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

自主自学の精神に基づき、自律して学ぶ意欲を持つ人を受け入れる。

1. 大学で看護学を学ぶために十分な基礎学力を有する人
2. 主体的に学ぶ姿勢を有する人
3. 看護への強い関心を有する人
4. 人と社会へ関心を持ち、関わろうとする人

入学試験での評価は、以下のように行います。

一般選抜および共通テスト利用選抜における基礎学力については、筆記試験で評価します。

学校推薦型選抜および社会人選抜における基礎学力については、小論文と調査書または成績証明書で評価します。主体的に学ぶ姿勢と看護への関心については、調査書または志望動機および面接で評価します。人と社会への関心および関わる姿勢については、一般選抜および共通テスト利用選抜では面接、学校推薦型選抜および社会人選抜では面接と小論文で評価します。

入学までに身につけておくべきこと

医学部看護学科の4年間では、幅広い分野の知識や技術を習得し、看護を実践する能力を身につけていくことが求められます。また卒業後は看護職者として、生涯にわたって研鑽を続けなければなりません。そのために、医学部看護学科に入学するまでに、以下の教科・科目についての十分な基礎学力とともに、学生自らが主体的かつ能動的、継続的に学ぶ姿勢を身につけていることを強く望みます。

数学：基本的な計算力、論理的思考力

理科：自然科学についての基礎的理解と科学的思考力

国語：日本語の文章読解力、文章構成力、論理的表現力

英語：英文の読解力、表現力、基礎的なコミュニケーション能力

社会：基礎的な知識に基づいて事象を多面的に捉える力

特別活動、課外活動：医療・看護への関心、人と関わる力、協調性

学修成果・教育成果を把握・検証する方針（アセスメント・ポリシー）

【医学部共通】

本ポリシーは教育の質向上を推進するため、三つのポリシー（アドミSSION・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）に基づく学修成果・教育成果を把握・検証する方針を定めたものです。

1. アドミSSION・ポリシーを満たす人材か、カリキュラム・ポリシーに則って学修が進められているか、ディプロマ・ポリシーに示された基準を達成できているかについて、様々な評価指標をもとに多面的に評価します。そのため教学に係る全学統合データベースの整備を行います。
2. 教育課程（学科）レベルの学修成果は、入学試験成績、各学年終了時や卒業時の成績の分布状況、GPA、進級率、国家試験合格率のほか、新入生アンケート、学修行動調査、卒業時アンケート、卒業生アンケートなど直接評価・間接評価を用いて把握します。
3. 授業科目レベルの成績評価は、シラバスに明示された評価方法・評価基準に基づき、学則および東京医科大学 GPA（Grade Point Average）実施要項等に則り厳格に行います。また、シラバスの充実に努めます。
4. 学修成果の達成状況を学生・教員にフィードバックします。
5. 学修成果の検証は、教授会、教育 IR センター、アドミSSIONセンター、および各学科の関連委員会等が連携して行います。
6. 学修成果の検証結果を授業内容・教育手法・カリキュラムの改善につなげ、継続的な教育の質向上に努めます。
7. 学生の学修成果、大学全体の教育成果についての情報を社会へ公表します。

4) 教育（医学科・看護学科共通項目）に関する重点施策と目標

【 医学部（医学科・看護学科共通項目） 】

（1）教育内容（教育課程）

①専門教育の充実

i. 多職種連携教育(IPE)¹の推進

ア. 他学科との合同授業の実施

看護学科や薬学、歯学などを有する他大学と多職種連携教育／専門職連携教育を実施する。

イ. 他部署における実習の実施

看護部、薬剤部、栄養部、放射線部、中央検査部、事務部門など、医療を支える現場を理解するための体験実習を導入する。

（2）教育活動の評価

① 教育 I Rセンターの整備教育

I Rセンター²による調査結果を背景に、エビデンスに則った医学教育の実施と恒常的な改善を図るため、教育 I Rセンターの機能強化を図る。

i. 教育 I Rセンターの役割・機能・権限等の明確化を図る。

ア. 教育 I Rセンターの体制整備

イ. 学生に関する調査（入学時成績、在学中の成績、生活、卒業後のキャリアや診療実績など）による情報の収集と分析

ウ. 授業評価など、教員の教育評価に関する情報の収集と分析

エ. 医学教育の改善への連携体制の構築

調査結果等を入試やカリキュラムの改善に繋げるため、医学教育学分野、医学教育推進センターおよび医学科学務課との連携体制を強化する。

・連絡会の開催等

¹ 多職種連携教育: (IPE: Interprofessional education) 複数の領域の専門職者が連携およびケアの質を改善するため、同じ場所でもともに学び、お互いから学びあいながら、お互いのことを学ぶこと

² IR: Institutional Research 大学機関研究 個別大学内の様々な情報を収集して、数値化・可視化し、評価指標として管理し、その分析結果を教育・研究、学生支援、経営等に活用することを主とした活動および組織のこと

(3) 教育環境

① 教育施設の整備

カリキュラムの内容を学生が円滑にかつ能動的に学ぶことができるよう、以下のような施設面の環境整備を行う。

i. アクティブ・ラーニングを推進するため、必要な施設整備を行う。

ア. 小グループ教室の整備

新宿キャンパス、西新宿キャンパスに、スモールグループディスカッションを可能とする小グループ教室を整備する。

イ. 医学科用のシミュレーション・ラボの設置

ii. 診療参加型の臨床実習の充実のため施設設備等の改善を図る。

ア. 病院内のナースステーションやカンファレンス室などに、学生教育用のディスカッションスペースを確保

イ. 診療参加型臨床実習中における、上級医との連絡体制の整備(PHS 貸与)

iii. 図書館の整備・充実を図る。

ア. 座席数の拡充

iv. 障害のある学生に対応した施設を整備する。

ア. キャンパス内のバリアフリー化の促進

イ. 学内バリアフリーマップの作成

ウ. 車イス等貸出しシステムの検討

v. 来校者や留学生に対応した施設整備

ア. 来校する指導者や学生の院内におけるスペースの確保

イ. 国際交流の指導者や学生の宿泊施設の確保と充実

vi. ICT を活用した教育を推進するため、学内の LAN 環境等を改善・整備する。

ア. LAN 環境の整備

容易に学内情報や論文検索、e ラーニングへアクセスができるよう、西新宿キャンパス、新宿キャンパス内の LAN 環境の改善・充実を図る。

イ. 情報伝達の効率化

電子シラバスと学修管理システム(LMS)および e ポートフォリオとの一元化による効率化を図る。

② 学生の生活面やアメニティの改善

学生が学業以外の面においても、快適な大学生活を送るために必要な環境整備を行う。

i. 大学施設にふさわしく、学生のニーズを満たす施設の充実を図る。

ア. 学生食堂のソフト、ハード両面からの整備充実（売店を含む。）

イ. 新宿キャンパスの女性用トイレの改装および拡充

(4) 学生支援

① 生活支援体制の整備

学生が安心して学業に専念することができるよう、学生の声に耳を傾けるとともに、必要な経済的、精神的な支援を充実させる。

i. キャリア教育の充実

ア. ダイバーシティ推進センターによる支援の充実

ii. 奨学金等の充実による経済的支援

ア. 学内奨学金の充実

イ. 日本学生支援機構、民間・地方公共団体等の奨学金の紹介

iii. 生活相談体制の整備

学生相談・メンタルサポートシステムを充実させ、学生が心理的な課題をいち早く把握し、解決できる体制を整備する。

ア. 学生相談室における臨床心理士によるカウンセリングの充実

iv. 課外活動の支援

学生の課外活動の支援を充実させる。

ア. 学生ボランティアの育成と支援

イ. 既存の課外活動の支援

② 学生の健康管理の一元化

健康管理に関する専門家が学生に適切に対応できる体制を構築する。

- i. 健康管理室等の専用スペースを設ける。
 - ア. 学生の健康診断のデータ管理、保健衛生管理の推進
 - イ. 速やかな応急処置、対応の整備
- ii. 常駐専門員の確保
 - ア. 同一者による一貫した健康管理の実施
 - イ. 継続支援の整備
- iii. 学校医との連携
 - ア. 連携システムの見直し、検討

(5) 教員・教育組織

① FD の充実

教員の教育能力を高めるとともに、教育への理解を深めるため、FD (Faculty Development) を定期的に効率よく実施する。

- i. 教員と事務職員が連携し、効率的に運営できる仕組みを構築する。
 - ア. FD 委員会の設置
 - 教授会の下に「FD 委員会」を設置し、テーマの設定、開催方法、対象、フィードバックなどを計画的に実施する体制を構築する。
 - イ. 教員の参加の促進

部門（分野等）ごとに参加率の目標を設定し、教員の参加を促すとともに、教育評価の1項目とする。

② ICT 活用教育センターの設立

医学科、看護学科の教育や生涯教育、さらに学生の自主自学による学修が、時代に即して展開できるよう、ICT を有効に活用し、それぞれの教育を支援する体制を整備する。

- i. ICT 活用教育推進センター設立
 - ア. ICT 活用教育推進センター設立
 - イ. 専任の教職員の配置
 - ウ. eラーニング (LMS)、eポートフォリオ、電子シラバスなどの一元化
 - エ. 授業における ICT の積極的な活用の浸透
 - オ. 教育 IR センターとの連携

③ 国際交流センターの設置

グローバル化に対応するため専門の組織を設置し、医学科、看護学科の教員、学生、その他の教職員の国際交流を一層促進する。

i. 国際交流センター設立

ア. 国際交流センターの設立

イ. 専任の教職員の配置

ウ. 医学科、看護学科、医師等が行う国際交流の支援

エ. 大学病院の国際診療科との連携

(6) 学生の受入れ

① 学生受け入れの適切性の検証

学生募集要項に明示した選抜方法と乖離がないか検証を行う

i. 学生受け入れの適切性の検証

ア. 入学試験の外部監査

5) 教育（医学部医学科）に関する重点施策と目標

【 医学部医学科 】

(1) 学生受入れ

アドミッション・ポリシーに基づいた学生受入れを行うため、以下のような検証等を行う。

① 学生受入れの適切性

学生受入れの適切性を検証するため、教育 I R センターにおいて、選抜方式と入学後の成績との相関に関する調査を定期的実施する。

i. エビデンスに基づく入試の実施

ア. 入試データの収集

② 選抜方式、試験方法・内容の見直し

上記の結果を受けて、入試委員会において選抜方式、試験方法・内容の見直しを行う。

i. 入試選抜方法の改革

ア. 入試委員会と教育 I R センターによる連絡会議の開催

ii. 地域枠の見直し

ア. 定員の再検討、募集要件の変更

(2) 教育内容（教育課程）

カリキュラム・ポリシーに基づき、以下のような教育内容の充実を図る。

① 一般教育（リベラルアーツ）の充実

豊かな人間性と深い知見、考える力を身に付けることを目指し、現行の一般教育の在り方を検証し、以下の改善策を検討する。

i. 一般教養科目の見直し

カリキュラム委員会一般教育部会において、科目数、教育内容、教育方法等を見直し、実施する。特に、哲学、倫理学、社会学、社会心理学に関する授業科目の充実を図る。

ア. 科目数、教育内容、教育方法の見直し

イ. 授業科目の充実

ii. 一般教養の学年配当の見直し

一般教育の役割の重要性と教育効果を勘案し、学年配当を見直す。

ア. 高学年を含む習得の検討

iii. 一般教育の責任部署を明確にする。

ア. 一般教育カリキュラム運営委員会設置

iv. 一般教育について、看護学科との共通授業の導入

ア. 看護学科との共通授業の可能性を検討する。

② 専門教育の充実

卒業後、直ちに医師として活躍するために十分な知識・技術・態度を習得することのできるカリキュラムとする。

i. 基礎医学と臨床医学の融合

人間の機能や構造をより深く追及するため、基礎医学教育と臨床医学教育の融合した教育体制を築き、この趣旨に沿った教育を展開する。

ア. 基礎医学と臨床医学を一つのユニットとして理解させるカリキュラムを目指し、各分野(臓器)の教育内容の重複を避け、整合性のとれた講義内容となるよう、シラバス作成時において十分な調整を行う。

イ. 分野間のカリキュラム調整会議を設置し、連携を深める。

ii. 講義科目を中心とした高度な知識の修得

ア. 医療を取り巻く社会的要請等を反映し、現行の講義内容に栄養学、医療経済学、医療関連法規、統計学、社会保障制度、教育学などの科目を導入する。

イ. 学生による科目の選択制を増加させる。

ウ. 医師としてのモチベーションを高めるため、アーリー・エクスポージャーの充実を図る。

・入学早期から高学年まで、医療機関や他の社会的施設において、十分な実習を経験させるためのプログラムを構築する。

・講義と実習の充実によりプロフェッショナリズムを涵養する。

iii. 臨床実習による高度な技術の修得

卒業後、直ちに現場で活躍できる医師を育てるため、下記のような、より実践的な診療参加型臨床実習の充実を図る。

ア. 実習期間の延長

すべての臨床実習において、学生をチームの一員として扱う診療参加型臨床実習とし、実習期間 72 週間を確保する。

イ. 提携病院数の確保

十分かつ多岐にわたる疾患を学ばせるため、提携病院数を増やし、実習先は、学生の自主的な選択に委ねるシステムを検討する。

ウ. 院外実習指導体制の整備

院外実習を、ICT などを利用し指導する体制を構築する。

エ. 臨床実習の質を担保のための FD³の充実

臨床実習の質を担保するため、提携病院を含めた指導医を対象とした FD の充実を図る。

オ. 臨床実習における臨床現場での評価

臨床現場における評価について、実践的な知識、技能だけでなく、医療人として求められる態度も加えた総合的な評価方法を取り入れる。臨床現場での多面的評価の定着を目指し、mini CEX を導入する。並びに診療参加型選択臨床実習 (CC2) での CC-EPOC を導入する。

カ. 臨床実習後 OSCE⁴の実施

国家試験としてのレベルに堪え、かつ、本学の到達目標の達成を担保できる臨床実習後の OSCE (Post C.C. OSCE⁵) を実施する。

キ. 地域保健活動の理解のための教育と保健活動の推進

コミュニティに貢献する医療を理解させるため、教育や実習に地域での教育を導入する。

ク. 診療参加型臨床実習の定着

患者診察、電子カルテ記載、プレゼンテーションの実施を徹底する。

ケ. 実習先の選択肢の拡大(国内外)

コ. 総合診療実習のより一層の充実を図る。

サ. 感染症実習のより一層の充実を図る。

シ. EBM に関する学修成果を臨床現場で検証する。

³ FD : Faculty Development 教員の資質改善または資質開発のこと

⁴ OSCE : Objective Structured Clinical Examination 客観的臨床能力試験, オスキー

⁵ Post C.C. OSCE : Post Clinical Clerkship OSCE 医学部における臨床実習終了後に行う OSCE のこと。客観性を高めるために様々な課題のブースを配置し、評価者が学生をその場で評価する臨床技能試験。

ル. 臨床技能の修得を促進する（臓器別ローテーション実習（CC1）での身体診察 OSCE,医療行為実習の充実）

レ. 長期滞在型臨床実習（Longitudinal integrated clerkship）を導入する。

iv. 医学生としてふさわしい職業意識教育の充実

医師として社会的信頼が得られる人材を育成するため、礼儀や礼節を重んじた教育を実践する。

ア. 人間性を重視した教育

人間性を重視した教育をカリキュラムに取り入れることにより、全人的医療の必要性を認識させる。

イ. 倫理、礼節のカリキュラムへの導入

行動科学・患者学、医療プロフェッショナリズムおよび緩和医療など、患者とともに歩む気持ちを養う授業科目を、学年横断的に導入する。

ウ. 医師としてふさわしい態度評価の重視

v. 臨床と研究のバランスがとれた医師の養成

医師として生涯的に基礎研究や臨床研究を実施していくための基盤を形成するカリキュラムを検討・実施する。

ア. 課題研究や自主研究の時間の確保

課題研究や自主研究の時間を十分に確保できるよう、現行の過密なカリキュラムを見直す。

イ. 国内外の研究機関での研究の単位化

国内外の研究機関で研究実施するにあたり、その内容、時間数等の条件を設定し、実習単位として認定する。

vi. グローバル化の推進

グローバル化する社会に対応した医学教育を推進するため、海外からの留学生の受入れと学生の海外での学修機会を拡大する。

ア. 国際交流（派遣、受入れ）の推進

海外留学の提携校の拡大や留学期間の延長を検討するとともに、国内外の施設における臨床・研究経験について、実習内容、実習時間数等の基準を設定し、本学での単位として認定する。

イ. 受入れ環境の整備

国際交流センターを設立し、学生、研究者、医師の国際交流を統括するとともに、留学者の学修スペースおよび宿舍を整備する。

- ウ. 海外における実習期間の延長
- I. 国際人としてのコミュニケーション力、語学力の強化
 - 外国人講師の招へいや非常勤講師の活用により、英語による医学教育の拡充を図る。
- オ. 英語による授業の導入

③ 卒後臨床研修との連携

卒前教育と卒後教育がシームレスに移行し、研修医教育、専門医資格の取得、生涯学習などを支援する体制を構築する。

- i. 大学病院の教育部を充実させ、質の高い、魅力ある研修施設とする
 - ア. 卒後臨床研修センターの強化
 - ・専任教員として医師を配置する。
 - ・研修情報を精力的に発信して研修医の応募者数の増加を図る。
 - イ. 生涯教育センターとの連携強化
 - ウ. 卒業生の確保
- ii. 研修プログラムを改善し充実させる
 - ア. 研修医、専門医として必要な知識、技術の網羅
 - イ. 自己学習の習慣化
 - ウ. 必須知識、技術獲得のための講演、セミナーの実施
 - I. 指導医による形成的評価とフィードバック
 - オ. eラーニングを利用した効率的な学修
- iii. 運営・指導体制を確立する
 - ア. 研修医の適切な労働環境とバックアップ体制
 - イ. 研修医の採用、修了要件の明確化
 - ウ. 大学院との連携

(3) 教育方法

① アクティブ・ラーニング等による教育方法の改善

自主自学を促すため、授業法の工夫や新しい教授法を研究し、積極的な導入を図る。

i. 能動的学修の定着を促すための新しい教育方法の導入や見直しを行う

ア. 自主自学（能動的・自発的学修態度）の促進

- ・座学による授業を縮小し、能動的学修のための時間を十分に確保する。
- ・自主学修を促進するため、ICT 教材の充実、自習スペースの増強および教員へのアクセス法などを整備する。

イ. アクティブ・ラーニングの導入

座学による一方向の大人数講義を縮小し、授業に学生が能動的に参加する双方向授業やクリッカー⁶を利用した授業の導入、反転授業導入、少人数討議（small group discussion、SGD）の拡充、問題解決型学修（Problem based learning、PBL）の拡充を一層推し進める。

ウ. 学生の相互学修の推進

学生が互いに学びあう小人数ディスカッションや上級生が下級生にアドバイスをを行うピアサポート制度等を導入する。

エ. アクティブ・ラーニングに関する FD の実施

授業に携わる教員にイ.に示す最新のアクティブ・ラーニングに関する授業方法を学ぶ機会を増やすため、関連する FD を計画的に実施する。

オ. 学生による学修科目・実習施設の選択肢の拡大

カ. フラットなディスカッションが可能な教室への改築

キ. 自由科目を導入して、主体的な学修を促す

ク. 教育 Dx を活用して、主体的な学修を促す

ii. シミュレーションを活用した教育の充実

早期臨床体験実習、症候学入門、一般教育、基礎医学、臨床前教育、臨床実習など、あらゆる場面においてシミュレーションを活用した教育を展開する。

ア. シミュレーション教育の充実

② ICT 活用教育の推進

ICT 活用教育を、学生自らの学修評価や予習・復習、発展的内容の自己学修および教員との交流の促進などに活かす。

i. 「e ポートフォリオ」⁷の活用を推進する

ア. 学生が自らの学修を評価し、学修をさらに発展させていくための活用方法

⁶ クリッカー(clicker) 授業やセミナーを双方向対話型にするため、受講者から試験やアンケートの回答をリアルタイムに集め集計して表示するシステムのこと。

⁷ e ポートフォリオ 学修活動と評価活動をサポートするシステムのこと

の改善と推進。特に臨床実習日誌の浸透を図る。

1. 教員と学生とのコミュニケーションツールとしての活用方法の開発
- ii. 授業内容をより深く理解させるための ICT を活用した補助的教育を充実する
 - ア. 授業資料の e ラーニング (e 自主自学) への掲載
 - イ. 予習・復習資料の e ラーニング (e 自主自学) への掲載
 - ウ. 国家試験問題、発展的内容に関する資料、動画などの掲載
 - エ. 教員と学生とのコミュニケーションツールとしての活用

(4) 単位認定、進級、卒業認定

① 単位認定の多角的評価

公平性のある単位認定、進級認定および卒業認定を行うため、これらの認定に係る連絡会等を設置し、以下のような改革を進める。

- i. 社会性・人間性を含めた学生評価 (単位認定) を行う
 - ア. 学生評価において、知識や技術のみではなく、授業や実習におけるモラルや受講態度にも重点を置いて評価を行うための基準等を設定する。
 - イ. ボランティア活動の教育課程導入を検討する。
- ii. 学修到達目標の達成度を公平に評価し、進級判定を厳密に行う
 - ア. 「進級判定委員会」の設置
 - ・進級判定に関しては、関連する分野の責任者が共有し、公正な判定を行うため、新たに「進級判定委員会」を設置する。
 - ・学生や保護者からの質問等に適切に対処するためのシステムを構築する。
- iii. 卒業認定の在り方を、文部科学省およびグローバル時代の要請に合う内容とする。
 - ア. Post C.C. OSCE の導入

ポスト・クリニカル・クラークシップ OSCE (Post C.C. OSCE) の新たな導入により、この結果を活用した厳格かつ公平な評価を行う。
 - イ. 教育 I R センターのデータの活用

卒業認定においては、在学中の成績や態度などに関する教育 I R センターのデータの活用を検討する。

- iv. GPA (Grade Point Average)⁸を併記した成績表記をすることにより、卒前・卒後の海外での学びを容易にする

- ア. GPA の併記

(5) 教育活動の評価

① 教育の質保証制度への対応

医学教育の質保証と社会的責任を果たし、国際基準に則った教育内容とするため、「医学教育分野別評価」の評価結果を改善の指針として、本学医学教育の恒常的改善を推進する。

- i. 本学の教育理念や教育到達目標の理解を徹底するため、学生および全職員に対する周知活動を活発化させる

- ア. 教育理念、教育到達目標の周知活動の活発化

- ii. 「医学教育分野別評価」の受審

- ア. 受審体制の構築・組織体制の整備

- イ. 評価結果を受けた教育評価・点検活動、改善活動の推進

- ウ. 教学に関わる各委員会の役割と責任を明確にした上で、教育プログラムを適切に評価する体制を構築する。

- エ. 教学に関わる各委員会の役割と責任を明確にした上で、教育プログラム改善計画を適切に策定と実施する体制を構築する。

- オ. 学生の進歩について到達目標の達成レベルの観点から、知識・技能・評価の3分野で教育プログラムの評価を行う。

- iii. 「大学評価（機関認証）」の教育分野への対応

- ア. 受審の準備体制の構築

- イ. 評価結果を受けた教育評価・点検活動、改善活動の推進

(6) 教育環境

18 ページ、19 ページ参照

⁸ GPA : Grade Point Average 各科目の成績から特定の方式によって算出された学生の成績評価値のこと、あるいはその成績評価方式のことをいう。欧米の大学や高校などで一般的に使われており、留学の際など学力を測る指標となる。

(7) 学生支援

① 学修支援体制の強化

学修困難な学生や留年対策のため、きめ細かい指導体制の強化を図る。

i. 担任教員の役割の明確化と制度の活性化を図る

ア. 担任教員の責任と役割の明確化

- イ. 学生と担任教員との定期的交流会の開催
- ウ. 学生と担任教員との ICT を活用した交流の促進

ii. 全授業科目に係るオフィス・アワーの設定と実施

ア. シラバスへの担当教員の連絡先および訪問時間の記載

iii. 医師国家試験対策の強化

医師国家試験の合格率 100%を目指し、教育課程内における教育の質的充実を図るとともに、以下のような対策を充実させる。

- ア. オリエンテーション等、あらゆる機会に入学早期から自主学修を身につけるよう、指導を徹底する。
 - イ. 医師国家試験対策の強化
 - ・外部講師と本学職員との協働により強化体制を維持・促進する。
 - ・夏休み、冬休みなどの合宿を充実させる。

② 生活支援体制の整備

学生が安心して学業に専念することができるよう、学生の声に耳を傾けるとともに、必要な経済的、精神的な支援を充実させる。

i. 学生の意見が大学運営に反映する仕組みの強化と実現を図る。

ア. 教職員学生懇談会の活性化

- ・教職員学生懇談会で提案された事項の検討と、要望を可能な限り実現するため、責任体制を明確にする。
- ・教職員学生懇談会の開催回数を多くし、学生と教職員とのより密接な交流を図る。

(8) 教員・教育組織

① 教育スタッフの確保と充実

アクティブ・ラーニングなどの新しい教育を効果的に実施するため、人材の適正

配置と多様な人材の活用により教育を活性化させる。

i. 教員の配置の見直しによる教育組織の適正化

ア. 現状の医学科各分野の教員配置を検証し、再配置を行う。

- イ. TA (Teaching Assistant) の活用により教育を充実させる。
(制度の見直し等/学部生、助教、大学院生、ポスドク)

ii. 採用や昇格基準等の見直しによる人材の確保

ア. 女性教員の離職防止・復職制度に係る人事制度の見直しを行う。

- イ. 上位職の女性教員の増加を図る。
ウ. 教育や診療において、ある領域に傑出した人材を適切なポジションに配置することにより教育の充実を図る。

② 教員の教育評価の実施

教育活動が正当に評価される仕組みを構築し、評価に基づくインセンティブを付与することにより、モチベーションの向上を図る。

i. 大学の教員として、教育が義務であるという意識を浸透させる。

ア. 新総合教員評価の見直しと評価への適用

- イ. 教育・診療・研究の-effortを加味した評価や昇進に関する規程の見直し
ウ. 評価結果の定期的な公開
エ. サバティカル⁹の導入
オ. 臨床実習ベストティーチャー賞の導入

③ 医学教育推進センターの体制の見直し

「医学教育推進センター」の業務範囲を明確にし、医学教育全般に責任をもって遂行できる体制を整える。

i. 「医学教育推進センター」の役割・機能の明確化

ア. 「医学教育学分野」との関係の整理

- イ. 看護学の取込み等の検討

ii. 教育支援の組織体制の強化

ア. 医学教育に係る専任教員の配置

⁹ サバティカル(sabbatical) 長期間勤務者に与えられる長期休暇のこと。通常の有給休暇や年次休暇とは異なり、使途に制限がなく、期間は少なくとも1ヵ月以上、長い場合は1年程度の場合もある。

1. 教育全般を支援するために必要な事務職員等の人員配置

(9) 教学のガバナンス

- ① 教育と学事の運営を円滑にするため、学長と教育委員会のガバナンスを強化する。

- i. 教学に係る業務分担と責任を明確にし、効率化の推進と機能をさらに高めるため、教育運営組織の再編等を実施

- ア. 教授会・教育委員会の見直し

教育を担当する教員を構成員に加えることを検討する。

- イ. 教授会代表者会議の構成員の見直し

- ウ. 教授会の下に設置されている各種の教学関係の委員会の再編

- ・教育に関する大学全体の意思疎通、情報の共有のため、主任教授とともに医学科と看護学科のバランスに留意し、構成員の見直しを検討する。
- ・現状の各種委員会の役割・機能および構成員を検証し、再編等を検討する。

- エ. 医学教育学分野と医学教育推進センターの業務内容の整理（再掲）

- ・学長直轄の組織として設置されている「医学教育推進センター」の権限・機能を明確化し、医学教育学分野、看護学科との関係を整理する。

- ii. 医学科学務課と医学教育推進センター／医学教育学分野の連携体制の強化

医学科学務課と医学教育推進センター／医学教育学分野との定期的な連絡会議を設置し、情報の共有、改革等の提案の実現性を検討し、施策の実現力を高める。

- ア. 学事、カリキュラムや各種委員会に関する定期的な打合せの開催

- イ. 教育委員会や教授会の共同準備・実行体制の確立

6) 教育（医学部看護学科）に関する重点施策と目標

【医学部看護学科】

(1) 学生受入れ

アドミッション・ポリシーに基づいた学生受入れを行うため、以下のような取り組み、検証等を行う。

- ① 学生受入れの適切性を検証するため、教育 I Rセンターのデータを活用し、選抜方式の検討を行う。
 - i. 選抜方法の検討のため入学試験と学生の成績の評価を行う。
 - ア. 入学試験方法と入学後の学修における学生成績の関連性評価
 - ii. 質の高い学生確保のため入学試験方法の検討（内容・回数等）を行う。
 - ア. 入学試験内容、回数の検討
 - iii. 継続的に優秀な入学者のある高校に対し指定校制推薦入学試験の検討を行う。
 - ア. 入学後の成績と学修態度等の評価
 - iv. 入学後の学修に適応できるよう必要な学生への入学前教育の検討を行う。
 - ア. 知識確認テストの検討
 - イ. 学修ガイダンスの検討
- ② 障害のある学生の受入れに対応するため、バリアフリー化の促進や対応窓口の整備を行う。
 - i. バリアフリー化の促進を図る
 - ア. キャンパス内の段差箇所の点検整備
 - イ. 学内バリアフリーマップの作成
 - ii. 対応窓口を整備する
 - ア. 医学部としての窓口の設置
- ③ 入学定員・収容定員の増加を行う。
 - i. 学生定員数の増員

(2) 教育内容（教育課程）

- ① 学生が自己学修を進められるようシラバスの充実を図る。
 - i. 教育の質の担保のためシラバスの改善・充実ができるようシラバスチェックシステムを導入する。
 - ア. シラバスチェックリストの使用率 100%
 - イ. チェックシステムの構築
- ② 教育の改善に資するためカリキュラムを評価する。
 - i. 現行カリキュラムの評価をするため、カリキュラム構築に関する情報収集を行う。
 - ア. カリキュラムに関する専門的知識の強化
 - ii. カリキュラム評価を適切に実施するため、調査・協力員を確保する。
 - ア. 外部調査員の確保
 - iii. カリキュラム評価の実施
 - ア. 学生・卒業生・第三者を対象とした調査の実施
- ③ コアコンピテンシー(卒業時に習得すべき能力)が身につくよう4年間の科目構成を見直す。
 - i. 未来から現在を考慮して時代の要請に応えられる知識と技術を身につけるため、新たな科目の導入を検討する。
 - ア. 超高齢社会における地域医療に貢献するため、地域の健康課題に対応する実践能力を養う関連科目を充実させる。
 - イ. 多文化共生社会に対応できるようヒューマンケアの基本に関する実践能力を養う関連科目の充実を図る。
- ④ 一般教育（リベラルアーツ）の充実を図る。

豊かな人間性と倫理観が身につくよう、現行の一般教育の在り方を検証し、以下の改善策を検討する。

 - i. 学問知・技法知・実践知と市民教養の習得を目指せるような科目を充実させる。
 - ii. 学修における日本語リテラシーが向上するような科目を配置する。

- ア. レポート作成指導
 - iii. 国際社会においても適切なコミュニケーションが行えるよう外国語教育を充実させる。
 - ア. 英語Ⅱ(英会話)の必修化の検討
 - イ. 英語Ⅰ～Ⅴの内容の検討と実施
 - iv. より多くの人と関わり幅広い教養を身につけるため、他大学との単位互換制度等を検討する。
 - ア. 一般教養科目の単位互換
 - v. 医学部内で学生同士の交流を図り相互の理解を深めるため医学科との共通科目を検討する。
- ⑤ 専門教育科目（講義・演習）の充実を図る。
- i. 社会情勢に対応できる高度な知識と技術の修得を目指し内容の充実を図る
 - ア. 高度医療に対応できる知識・技術を修得するための科目を充実させる。
 - イ. 急性期病院から地域社会への復帰を促進するため、病院と地域の連携に関する科目を充実させる。
 - ウ. 地域の人々の健康を守る能力を強化するため、地域看護関連科目を充実させる。
 - ii. 臨床実習による知識と技術を適用する能力の修得
 - ア. 多彩な対象や状況に対応できるため、多様な場での実習を検討する。
- ⑥ 学外での学修や学生個人の状況に対応できるよう学修システムを改善する
- i. 留学など学生に多様な学修の機会を提供できるよう学修体制の見直しを行う。
 - ア. 学期内で単位修得ができるような科目設定
 - イ. 試験期間・時期の見直し
 - ウ. 留学などが実現しやすくなるよう2学期制が実現できるよう検討
 - エ. 学生の学修継続の意思に柔軟に対応できるよう休学制度の見直し
 - ii. 国際的視野を持って活躍できる人材を育成するため教員・学生の支援体制を導入する。
 - ア. 国際的知見を得られるよう海外の大学・医療施設等との提携、教職員・学生交流活動を行う。

- イ. 学生が国際的活動に関われるよう教育的あるいは資金的な支援を行う。
- ウ. 短期留学などの学びを学修に反映させるため単位互換制度を検討する。
- エ. 国際的な場において自分の考えを伝えられる語学力の強化を行う。
- オ. 大学が国際的な学びの場となるように留学生の受入れ体制を整える。

(3) 教育方法

実践の場で活用できる知識・技術を身につけるため、以下の能動的学修方法を取り入れる。

- ① 自ら問題解決できる能力を養成するためアクティブ・ラーニングの推進を図る。
 - i. 実践的な能力を養うためシミュレーション教育を充実させ推進する
 - ア. 教員研修会の実施
 - ii. 能動的な学修姿勢を身につけるため TBL¹⁰、PBL¹¹を推進する。
 - ア. 実施科目の拡大
 - iii. 学生の予習・復習や発展的内容の自己学修および教員との意見交換等に繋がるよう ICT 教育を推進する。
 - ア. 電子シラバスと学修環境システムとの情報共有と効率化
 - イ. eポートフォリオの活用
 - ウ. eラーニングコンテンツの開発・活用
 - エ. LAN・Wi-Fi アクセス環境の整備充実
- ② チーム医療における役割を理解するため、専門職連携教育（IPE）を促進する。
 - i. 医学科、薬学科、リハビリテーション学科等との合同授業・実習を推進する。
 - ア. 実施科目の検討
 - ii. 多職種を交えたシミュレーション教育を実施する。
 - ア. 実施科目の検討
- ③ 大学での学びが臨地実習と円滑につながり、実践に強い看護職の教育を行うため看護実践現場と教育の融合を推進する。

¹⁰ TBL：Team-based Learning 予習、準備確認テスト、応用問題のフェーズで進められる小グループ学修のこと。大勢の学生に対しても1人の教員が対応できる能動的学修法。

¹¹ PBL：Problem-based Learning:問題基盤型学修。事例などの中から問題を見つけ出し、それを手掛かりに学修を進める学修法。

- i. 看護実践現場との教育連携を強化する。
 - ア. 教育連携のための検討の場の設定
 - イ. 大学と病院で実習指導者の研修の実施
 - ウ. 臨床スタッフが大学での学修について理解を深められるよう授業参加等の機会の拡充
 - ii. 臨床現場と大学の教育の連携を強化し、学生が臨地実習に円滑に臨めるよう、臨床教員制度の構築を検討する。
 - ア. 臨床教員制度の構築の検討
 - iii. 大学教員自身が最新の看護実践を教育に生かせるよう教員の専門性を活かした臨地での看護実践を推進する。
 - ア. 看護の専門外来、病棟活動、地域活動等の実施
 - iv. 課題を科学的手法で対処・解決できるよう医療施設等との共同研究を推進する。
 - ア. 研究成果を看護実践に活かすための合同研究発表会の開催
 - イ. 研究活動の基盤を支え確かな成果を得るため、臨床研究助成金獲得
 - v. 教育・実践・研究に関する最新情報を共有する。
 - ア. 教育制度の知識、看護実践上の課題、事例検討等の共有化
- ④ 大学教育と臨床実践が連携できるよう教育・実践・研究に関する最新情報を共有する。
- ア. 教育制度の知識、看護実践上の課題、事例検討等を双方で共有

(4) 単位認定、進級、卒業認定

学修進度やディプロマ・ポリシーと進級認定および卒業認定との整合性を保つため、以下のような検討・見直しを行う。

- ① 学修到達目標の達成度を適切に評価できるよう進級要件の検討・見直しを行う。
 - i. 単位制の見直しを行う。
 - ア. 科目間の積み重ねを重視
 - イ. 学年内取得単位数上限の見直し
 - ウ. 臨地実習履修要件の見直し

I. 進級要件科目の見直し

- ② 卒業時にコアコンピテンシー(卒業時に習得すべき能力)の獲得状況を評価するため、卒業認定要件の検討を行う。
 - i. ディプロマ・ポリシーの概念の具体化
 - ii. 評価項目の作成
 - iii. GPA (Grade Point Average) を併記した成績表記をすることにより、卒前・卒後の海外での学びを容易にする。
- ③ 将来的な文部科学省・厚生労働省の看護教育カリキュラム改訂に応じてポリシー等の検討を行う。
 - i. 改訂にあわせたカリキュラム・ポリシーの検討
 - A. 国による新カリキュラムの検討
 - 1. カリキュラムのデザイン
 - ii. 改訂にあわせたディプロマ・ポリシーの検討
 - A. 身につけるべき能力の概念規定
 - iii. 改訂にあわせたアセスメント・ポリシーの検討
 - A. 評価・指標の検討

(5) 教育活動の評価

① 教育の質保証制度への対応

看護学教育の質保証と社会的責任を果たす教育内容とするため機関別認証や専門分野別認証などの評価結果を指針とし改善を図る。

- i. 毎年自己点検・自己評価を実施する。
 - A. 実施体制の構築
 - 1. 報告書の作成
- ii. 大学機関別認証評価への対応をする。
 - A. 受審の準備体制の構築
 - 1. 改善計画の立案と実行
- iii. 専門分野別評価へ対応する。

ア. 日本看護学教育評価機構の審査受審

(6) 教育環境

18 ページ、19 ページ参照

(7) 学生支援

健康で充実した学生生活が送れるよう以下の支援体制を強化する。

① 学生支援体制の強化

要学修支援学生へのきめ細やかな対応を行うため支援体制を構築する。

i. 担任学生の状況を把握する

ア. 担当学生の定期的面接を実施

イ. 学生の要望による面接・支援を遂行

ii. 学生の多様なニーズへの対応を行うため担任教員の役割を明確にし制度の活性化を図る

ア. 担任の役割の明文化

イ. 定期的な担任会議の開催

ウ. 担任間の情報共有の推進

iii. 現行の担任制度を評価し必要な改善を行う

ア. 現行の担任制度の自己点検評価の実施

イ. 学生の情報把握による適正担当学生数の見直し

iv. 学生の状況を把握し、ニーズを見極められるよう担任活動を行う整備を行う

ア. 担当学生と担任間の交流の充実

イ. 学生の状況把握およびニーズの把握体制の整備

v. 学修支援が必要な学生に学生同士による支援が行えるよう、チューター制度を導入する

ア. 学生間ピアサポート（チューター制度）の検討・導入

イ. チューター制度の支援・活用方法の検討

② 国家試験対策の強化

国家試験受験者が 100%合格できるよう、国家試験対策を強化する。

- i. 学生が国家試験受験に対して主体的に取り組めるよう、学生国家試験対策委員を選出し、担当教員との連携強化を図る。
 - ア. 国家試験対策情報、学生の自主自学にむけた支援（場の提供、方法の提示など）
 - イ. 学生委員と担当教員の定期的な検討会の実施
- ii. 国家試験に向けた準備が効果的に行えるよう、最新の情報収集と共有を確実に行う。
 - ア. 国家試験実施状況の最新情報の提示
 - イ. 模擬試験情報、国試対策講習会等の情報の提示・共有
- iii. 学生が特別講義や模擬試験受験の機会を公平に得られるよう経済的支援を行う。
 - ア. 特別講義や模試試験受験への経済的援助
 - イ. 無料ガイダンス・講習会の計画、情報提供

③ 充実した学生生活を送れる環境を整えるため学生が評価に参加する。

- i. 学生懇談会を開催する。
 - ア. 年 1 回定期開催
 - イ. 必要に応じて臨時開催
- ii. 学生が意見を表出しやすいよう意見箱を設置する。
 - ア. 学内に意見箱を設置し活用を検討
 - イ. 投書への対応システムを構築
- iii. 必要に応じて学生が委員会に参加する。
 - ア. 委員会での同席による情報の共有化の推進
 - イ. 学生の意見・要望提示の場の提供

(8) 教員・教育組織

看護学科の教育と研究成果を上げるため、以下を実施する。

① 教員の質を確保するため教員の採用・昇任の基準を明確化する

- i. 大学院開設を視野においた教員の資格基準を検討する。
 - ア. 職位による資格基準の明文化
 - ii. 教員評価制度の導入を検討する。
- ② 社会情勢に合わせた看護を創造していくため、必要な人材を活用する。
- i. 教員配置数を見直し偏在を解消する。
 - ア. 各分野のバランスがとれた教員配置
 - ii. 多様・多才な人材の確保・活用を行う。
 - ア. 起業や専門外来など社会を切り拓く活動をしている看護職の非常勤講師としての活用
- ③ 卒業生や看護職者の生涯にわたる学びの機会を提供するため、キャリア開発支援センターを設立する。
- i. センターの場所、人員、設備を確保する。
 - ア. センター専用スペースの確保
 - イ. 専門員の確保
 - ウ. 相談室等必要な設備を確保
 - ii. 学生のキャリア開発支援を実施する。
 - ア. 学生がキャリアデザインできるようガイダンスを開催する。
 - iii. 卒業生・看護専門職のための講演会・研修会等を開催する。
 - ア. 看護専門職講演会の実施
 - イ. 看護研究に関する相談会・研修会の実施
 - iv. シミュレーションルームを利用した研修を実施する。
 - ア. 卒業生を対象とした研修会の実施
 - イ. 地域の看護職対象の研修会の実施
 - v. 継続教育、キャリア支援等の課題に関する研究を推進する。
 - ア. 共同研究費の確保
- ④ 大学全体での教育組織と看護学科が必要に応じて連携を図れるよう、医学科や医学教育推進センター等との連携を促進させる。

- i. 各センターの機能と役割を確認する。
 - ア. 規約等の確認
 - イ. 実際の活動の確認
- ii. 看護学科の役割等を明確にする。
 - ア. 看護学科との連携をはかるための増員措置

(9) 教学のガバナンス

教学にかかわる業務分担と責任を明確にし、常に質の高い教育が円滑に行われるよう、以下に取り組む。

- ① 教育に関わる大学全体の情報を共有し、新たな取組みや看護学科の意思決定等を効率的かつ円滑に主導できるよう、教授会の役割・機能を明確化する。

- i. 学科組織を明確化する。
 - ア. 教授会組織と役割の確認
 - イ. 教授会構成員の役割の明確化

- ② 教育や学生支援に関わる業務にきめ細かくかつ柔軟に対応できるよう、各種委員会の役割・機能の見直しと再編を行う。

- i. 委員会機能を見直し、充実を図る。
 - ア. 委員会業務の洗い出しと再割り振り
 - イ. 委員会組織再編成の検討
 - ウ. 委員会規約の修正

(10) 研究科等の設置

- ① 看護職がより高い教育・研究能力を身につけられるよう、大学院に看護学研究科を開設する。

- i. 看護学研究科に修士課程を設置する（16名）。
 - ア. 高度実践看護師（Advanced Practice Nurse;APN）教育課程の設置
 - イ. その他、適宜必要なコースの設置を検討する。
 - ウ. 担当教員を確保する。

【 大学院医学研究科（博士課程） 】

1) 教育に関する理念

専攻分野に関する高度の専門的知識・能力の修得に加え、複数の学科目等を通して体系的に学修課題を履修するコースワーク等により、本学のアドミッション・ポリシーに即した高次の教育、研究を行う。医学に関する理論および応用を教授研究し、新たな学知を創造し、グローバルに発信することを通して医学の発展、人類の福祉に貢献する人間性豊かな研究者ならびに研究指導者を全学的な協力体制の下で養成する。

2) 教育に関する到達目標

1. 高い倫理観に基づき、自立的に研究活動を行うことができる。
2. 先端的な研究の高度化を推進し、新しい時代に即応することができる。
3. 研究活動を通して地域社会と世界の保健・医療・福祉に貢献できる。
4. 研究成果を基に高度な医療を開発・推進できる。
5. 国内・国外の研究者と連携して研究を推進し、成果を発信できる。

3) 教育に関する基本方針

研究の基盤となる横断領域の共通科目、専門分野を超え、同一の研究内容、手法を用いる大学院生が共同で研究や情報交換を行うコースワーク、そして専門科目の三分区より成り立っている。これらを包括的に学ぶことにより専門的な業務に必要な高度の研究能力と豊かな学識を養い、新たな知見を創造する能力を身につける。

ディプロマ・ポリシー

国際的視野と専攻領域における高度な専門的知識を有し、研究者としての高い倫理観と論理的思考のもとで、医学・医療の高度化に寄与し、新たな学理を拓く研究を自立的に実践できる能力を有する者に学位を授与する。

学位授与に際しては以下の条件を満たす必要がある。

大学院医学研究科が定める所定の期間在学し、開講されている授業科目を履修し、修了要件以上の単位数を修得し、研究科が行う最終試験および博士論文審査を受け、医学研究科委員会で合格と認定された者。また、最終試験では下記の項目を審査する。

1. 研究の背景・目的の意義を論理的に説明できる。
2. 内外の専攻分野の普遍的および最新の知識が十分である。
3. 研究方法の科学的な正当性をよく理解し、説明できる。
4. 研究結果を論理的に解釈し、考察、結論できる。
5. 医学研究を自ら計画し、研究倫理に則り主体的に取り組むことができる。
6. 論理的に思考し、質疑応答する能力がある。

なお、博士論文は、申請者が筆頭著者として公表する査読付き原著論文であり、かつ原則的に英文で記載されたものとする。

カリキュラム・ポリシー

「専門科目」と「共通科目」、「コースワーク」および「大学院特別講義」を体系的に展開することにより、責任ある研究行為を実践し、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力が修得できるように教育課程を編成する。

1. 「専門科目」では、担当研究指導教員との協議により研究テーマを設定し、専攻領域と研究テーマに即した先端知識・技術を修得し、日々の討論と内外の学会・研究会の参加を通して、論理的、科学的思考が定着するよう編成する。
2. 「共通科目」では、研究遂行に不可欠な医学・研究倫理、医療統計、医学英語のプレゼンテーションスキル、英語論文作成、グラント申請能力などを修得できるよう編成する。
3. 「コースワーク」は、「神経系」、「生体防御系」、「腫瘍系」、「器官機能解析系」「分子・細胞機能系」、「社会・情報・教育系」の6領域から構成され、学生が研究テーマに即した領域を選択することで、(専門分野の研究室枠を越えて)研究遂行に必要とされる研究手法・技能を修得できるよう編成する。年2回開

催される「コースワーク別研究発表会」では、原則として、第1学年では研究テーマに関する「目的、背景、研究方法」等を発表し、第2、3学年では「(進捗状況) 中間報告」を行う。第4学年では「東京医科大学医学会総会」で研究成果に関するポスター発表を英語で行う。

4. 「大学院特別講義」は、先端医学・医療の講義を通して、専攻分野にとらわれない研究者としての幅広い視野と科学に共通する思考・アプローチ法を修得できるように編成する。
5. 「東京医科大学医学会総会」(年2回開催)、「コースワーク別研究発表会」を含む学内外の学会、研究会で、自らが行った研究内容を発表すると共に、他の学生や研究者の発表を聴講し討論することで科学的・論理的思考が定着するように編成する。「医学会総会」のポスター発表では、研究成果を英語で行うことにより、英語による総合的なプレゼンテーションスキルを高める。

アドミッション・ポリシー

本学の校是である「正義・友愛・奉仕」の精神をもち、自ら積極的に学び(自主自学)、本学のミッションの実現のもとで高度先進医学・医療を推進するため、以下のような人を求める。

1. 国際的視野で、医学・医療の発展に貢献する意欲の有する人
2. 高い倫理観を有し、積極性・協調性・コミュニケーション能力が優れている人
3. 次世代の医学・医療に対して深い関心をもち、能動的な学びを実践する能力を有する人
4. 医科学情報の収集・解析・発信のためのスキルとしての英語力を有する人
5. 科学的な思考と公正な評価ができる人

4) 教育に関する重点施策と目標

(1) 学生受入れ

アドミッション・ポリシーに基づいた学生受入れを行うため、以下のような検証等を行う。

① 客観的な評価の導入

i. アドミッション・ポリシーに則った持続的な選抜方法の改善

- ア. アドミッションセンター、大学院入試選考委員会と連携して選抜方法の定期的な改善会議を開催する。

② 選抜方式・試験方法・内容の見直し

i. 1)入学時の評価と修了時の研究業績などを教育 I Rセンターとともに解析し、定期的に選抜方式、試験方法・内容の見直しを行う。

2)研修医を対象とする社会人大学院を新たに設置する。

ア. 大学院入試選考委員会により選抜方法の定期的な改善会議を行う。

③ 研究科 HP の充実による受験者数の増加を図る。

i. 研究科の HP を充実させ受験生にとって魅力あるものにブラッシュアップしていく。

ア. 年度毎の研究科 HP の改訂案を企画部広報・社会連携推進室と大学院運営委員会とで協議する。

④ 専攻系の一元化

i. 大学院博士課程の改組

ア. 7 つに分離している専攻系を医学系として統合する。

(2) 教育内容（教育課程）

カリキュラム・ポリシーに基づき、以下のような教育内容の充実を図る。

分野指導責任者は個々の学生の研究指導計画を学生と相談して作成し、それに則った研究生生活を行う。下記の 3 項目を基盤とした領域横断的な全学を挙げた研究指導を行う。

① 研究指導計画書の作成

i. 研究目標と計画の明確化のため、授業内容、研究内容、研究支援方法などを含む研究指導計画書を学生各人について作成する。

ア. 学生個人に対する研究指導計画書の作成

② シラバスの定期的な見直し

i. 医学の進歩や研究の潮流、社会の要請、学生の要望などの要素を勘案し、定期的なシラバスの見直しを行う。

ア. カリキュラムマップの作成

イ. 各分野の専門科目のシラバスの改訂

③ 共通科目の充実（データサイエンスの追加）

高次の研究の基盤となる項目の網羅と研究者としての基本的な姿勢を養うことを目指しつつ、内容の定期的な見直しも行う。

- i. 研究倫理、医学研究法、EBM、情報管理、医学英語、統計学、論文の書き方、科学研究費の申請など、あらゆる研究に必須とされる項目の教育を行う。
- ii. 社会の要請や世界的な研究の方向性などに鑑み、定期的な内容の見直しを行う。

④ コースワークの推進

学生が幅広い知識・技術を体系的に理解・修得できるように、研究領域を単位として6つのコースワーク（①神経系 ②生体防御系 ③腫瘍系 ④器官系機能解析 ⑤分子・細胞機能解析 ⑥社会・情報・教育系）を設けている。各コースワークで講義・演習および実習を行う指導教員の指導のもと、効率的で総合的な研究が可能となる。

i. 全学的指導体制の促進

「博士課程ポートフォリオ」の有効活用により、各専門分野での研究と並行し、分野融合型指導により効率的な学修が可能となる。

ア. 研究ユニットとして広い視野を持った情報交換、討論が可能となる。各分野との連携によりテーマ講義を行うなど、整合性のとれた教育内容となるよう努力する。

イ. 分野間のカリキュラム調整会議を設置し、連携を深める。

ウ. コースごとの定期的な成果発表会議や教育講演なども計画し、研究を高速化する。

ii. 医学会総会における英語によるプレゼンテーション能力の強化

ア. 国際教育研究センタースタッフによる院生の英語によるプレゼンテーション指導強化

⑤ 専門科目教育の強化

分野での日常の業務と研究活動を両立するとともに、研究のニーズとシーズとなりうる事象を探索し、先端的な研究を行う。

i. 専門科目を中心とした高度な知識の修得

ア. 指導医の指導や定期的な議論、自己の情報収集により、普遍的な知識から最新の知見を修得する。

- 1. 学会、講習会などから新たな情報を収集する。
 - ii. 研究成果の発信
 - ア. 論文、学会発表などにより研究成果を発信する。
 - iii. グローバルレベルの研究の推奨
 - ア. 国際交流、留学、国外研究者との連携により研究に関する討議を深め、研究をグローバルレベルの内容へ発展させる。
- ⑥ 研究倫理に関する教育の充実
- i. 研究倫理教育に関する大学院 FD の定例開催
 - ii. CITI Japan Program (e ラーニング・プログラム) 受講の必修化

(3) 教育方法

急速に進歩する医学知識を吸収しつつ、新たな知見を創造する熱意と能力を涵養することを支援する。

- ① 教育の立案ならびに内容の見直し
 - i. 大学院運営委員会及び大学院カリキュラム委員会の定例開催
- ② アクティブ・ラーニング等による教育方法の改善
 - i. 学修、研究の効率化のため、オンデマンドの講義や新しい教授法などの積極的な導入を図る。
 - ア. 能率的学修、研究の促進
 - ICT 教材の充実、コースワーク教員へのアクセス法などを整備する。
 - イ. コースワーク定例会議の導入
 - 大学院生が主体となりコースワークごとの定例会を開催し、「コースワーク実習」内容の定期的な見直しと改善、学術情報交換や研究ゼミナールなどを行う。
 - ウ. アクティブ・ラーニングに関する FD の実施
 - 大学院教員にアクティブ・ラーニングに関して学ぶ機会を増やすため、FD を計画的に実施する。
 - I. 座学のオンデマンド配信

③ eポートフォリオの活用の推進

- i. 講義の履修状況、学術的業績、研究の進行などにツールとして活用を検討する。

④ ニュースレター発刊の検討

- i. 世界的に注目すべき新規の研究内容や本学での研究業績の報告などを定期的に周知する電子版のニュースレターを発刊し、研究情報収集の一助とする。

(4) 単位認定、進級、修了認定

① 単位認定の定期的な総合評価

業績や知識の定着を反映した明確な単位認定、進級認定および修了認定を行う。

- i. 社会性・人間性を含めた評価（単位認定）を行う。

- ア. 知識や技術のみではなく、研究におけるモラルや講義の受講態度にも重点を置いた評価を行うための基準等を設定する。

- ii. 年次ごとの研究到達度や必須知識の定着、語学水準なども進級判定に加味する。

- ア. 年次ごとの評価の推進

- 「博士課程ポートフォリオ」を活用し、一定期間ごとの学修、研究到達度の評価、語学力の査定などを行い、フィードバックとともに進級判定を行う。

- iii. 効率的かつ正確な単位履修認定システムを導入する。

- ア. (電子シラバス、ネット講義、研究指導計画書、e-ポートフォリオとを連動させて) 大学院生の単位履修状況の一元管理する。

② 客観的な修了認定、学位授与方針・基準の策定

多項目の評価による修了認定の客観化、厳格化を通して、総合力のある指導者を育成する。

- i. 共通科目、コースワーク、専門科目の達成度、学位審査などの学術的内容と人間性とも修了するにふさわしいかを包括的に評価する。

- ア. プレゼンテーション能力を評価する。

- イ. 評価項目と評価方法を統一する。

- ウ. 本学医学会総会、国際学会などでの英語発表を評価として考慮する。

(5) 教育活動の評価

学術的な成果を基本的な指標として、大学院教育の恒常的な改善を推進する。

① 教育の質保証制度への対応

Researchmap のデータベースとしての活用（年度の論文数、IF、競争的研究費獲得等）

i. 個々の教員、学生の研究活動評価の客観的指標の設定

ア. 個々の教員・学生の Reserchmap の年度毎更新を義務化する。

ii. 専門分野、コースワーク、大学院生、それぞれの研究成果の定期的な確認

iii. 教育活動評価の客観的指標の設定

ア. 発表論文数、IF の把握

② 教育 I R センターとの連携

IR (Institutional Research) による調査結果を背景に、教育内容の恒常的な改善を図る。

i. 学生に関する調査（入学時成績、在学中の成績、生活、修了後のキャリアや研究実績など）による情報の収集と分析

ii. 講義や指導評価など、教員の教育評価に関する情報の収集と分析

iii. 教育活動評価の客観的指標の設定

(6) 教育環境

① 教育施設の整備

円滑にかつ能動的に研究ができるよう、大学と専門分野は連携して以下のような施設面の環境整備を行う。

i. アクティブ・ラーニングを推進するため、必要な施設整備を行う。

ア. 学生個人の空間（研究室）と小グループ教室の整備

専門分野において学生が研究活動しうる拠点を確保する。また、新宿キャンパス、西新宿キャンパスに、スモールグループディスカッションを可能とする小グループ教室を整備する。

イ. 動物実験センター、共同実験施設、各分野研究施設、シミュレーション・ラボの円滑な利用

ウ. LAN 環境の整備

エ. 電子シラバスと学修管理システム(LMS)および e ポートフォリオの一元化

オ. HP/e – 自主自学の利便性の向上

② 環境改善のための会議の開催

大学院生が研究を効率よく継続できるスケジュールの構築と講義内容の改善を行う。

i. 研究に専念できる時間の確保

ii. 出席が容易な講義時間の設定

iii. 大学院生が希望する講義内容の実現

(7) 学生支援

① 生活支援体制の整備

安心して研究を継続できるよう、大学院生の要望に耳を傾けるとともに、必要な支援を充実させる。

i. 学生の意見を大学院運営に反映させる定期的な会議を開催する。

ア. アンケート、ヒアリングの実施

ii. 奨学金等の充実により経済的支援を充実させる。

- ア. 学内奨学金の充実
- イ. 民間・地方公共団体等の奨学金の紹介
- ウ. ティーチングアシスタント・リサーチアシスタントの採用

iii. 生活相談体制の整備

- ア. メンタルヘルス相談の充実化
- イ. 「学生健康サポートのためのメモリアルデー」の定例開催

(8) 教員・教育組織

① 教育スタッフの確保と充実

高度で専門的な研究を効果的に実施するため、指導力のある教員による多様性のある教育を行い、学術活動を活性化させる。

i. 教員の役割の見直しによる教育組織の適正化

- ア. 現状の医学科各分野の教員の役割の検証と研究指導に適した配置
- イ. 指導者のスキルアップ支援

ii. 大学院指導教員の資格基準の策定

- ア. 業績や研究指導実績により指導教員資格を設定する

iii. 「研究科が求める教員像」「研究科の教員組織の編成方針」の策定

- ア. 各ポリシーを策定し、これに則った新規教員採用と適正配置の実施

iv. 大学院「研究指導教員」「研究補助教員」「授業担当教員」任用規程の明確化

- ア. 任用規程を設定し、これに則った研究科の教員任用と適正配置の実施

② 教員の教育評価の実施

大学院の教育を担当するのにふさわしい業績や指導実績の基準を設定する。同時に教育活動が正当に評価される仕組みを構築し、評価に基づくインセンティブを付与することにより、モチベーションの向上を図る。

i. 大学院の担当教員には、高次の指導により次世代のリーダーを育成するという意識を浸透させる。

- ア. 新総合教員評価の実施による適切な評価
- イ. 評価結果の本人への通知とフィードバック

③ FD の充実

- i. 教員の教育能力を高めるとともに、大学院教育の改善を目的とする FD を定期的に実施する。

④ 国際医学情報学分野との連携

グローバル化に対応するため国際医学情報学分野と連携し、コミュニケーション能力を高めるとともに、国際交流を一層促進する。

(9) 教学のガバナンス

- ① 研究拠点の拡大と円滑な運営のため、学長と研究科長によるガバナンスを強化する。

- i. 大学院の発展と効率的運用のため、博士課程と修士課程を一元化した大学院運営委員会の設置などを考慮する。

ア. 大学院運営委員会の月例開催

入試、カリキュラム、学位審査などの専門委員会の新設などにより、重要事項を綿密に遂行し、恒常的に改善することを目的とする。

イ. 教育 I R センターとの協働体制の検討

将来にわたって研究拠点を拡大していくための現状の分析と改善点の洗い出しを行い、将来構想を制定する。

ウ. 研究推進戦略会議の定例開催

【 大学院医学研究科（修士課程）】

1) 教育に関する理念

医科学専攻（修士課程）は、本学の医学研究科の理念に基づき、医学部医学科以外の修了生（学士）を対象に、自立した研究活動と医学・医療分野の高度に専門的な業務に従事するに必要な基礎となる豊かな学識を養い、「自主自学」の建学精神のもと、社会活動を通じて医学の発展、人類の福祉に貢献する人間性豊かな人材育成を目指す。

2) 教育に関する到達目標

1. 高い倫理観に基づいた研究活動を実践することができる。
2. 論理的思考に基づいた研究計画の立案と研究成果の解釈ができる。
3. 生命科学全体をバランスよく俯瞰し、かつ、専門分野の高度化を目指して時代に即応する能力を有する。
4. 医学・医療分野の研究活動あるいは専門性の高い業務活動を通して地域社会と世界の保健・医療・福祉に貢献する姿勢を有する。

3) 教育に関する基本方針

医学部医学科以外の学科卒業生（修士）が、本学の博士課程と連動した全学的協力体制のもと、自立した医学科研究活動あるいは高度な専門職に従事するに必要な基本となる医科学領域の知識と研究技能をバランスよく習得できるよう、医学・医療・福祉の発展に寄与する研究者・専門職の「土台作り」としての教育課程の提供を目指す。

ディプロマ・ポリシー

生命科学・医学における高度な知識を修得し、医学の領域における問題点を自ら見だし、そして解決できる能力を有する者に学位を授与する。

学位授与に際しては以下の条件を満たす必要がある。

大学院医学研究科が定める所定の期間在学し、開講されている授業科目を履修し修了要件以上の単位数を修得し、研究科が行う「最終試験（修士論文審査）」を受け、医学研究科委員会で合格と認定された者。また、最終試験では下記の項目を審査する。

1. 研究の背景・目的の意義を論理的に説明できる。
2. 内外の専攻分野の普遍的および最新の知識が十分である。
3. 研究方法の科学的な正当性をよく理解し、説明できる。
4. 研究結果を論理的に解釈し、考察、結論できる。
5. 研究倫理に則り主体的に取り組むことができる。
6. 研究内容を発表・質疑応答する能力がある。

カリキュラム・ポリシー

未来への志を有する生命科学の研究者、ならびに医学・医療に関する高度の専門技能を有する専門職の育成のために以下の方針に基づいてカリキュラムを編成する。

1. 生命科学を研究する上で必要とされる研究倫理ならびに医科学領域の基礎的知識全般を、少人数制の講義・演習・実習により修得する。
2. 入学時に選択した専攻分野の研究室配属により、実際の研究活動を通じて、専門性の高い先端知識と研究技能を修得する。
3. 「東京医科大学医学会総会」（年2回開催）を含む学内外の学会・研究会での研究発表を通じてプレゼンテーション、質疑応答能力を修得し、かつ、指導教員による直接指導により論文作成能力を養う。

アドミッション・ポリシー

本学の医学研究科の理念と「自主自学」の建学精神に基づき、医学部医学科以外の卒業生(学士)が医学研究または医学・医療分野の専門職に従事するに必要な知識と研究技能を習得し、今後の医科学研究活動あるいはその他の高度に専門的な業務

に従事することを通して社会貢献できる人間性豊かな人材育成を目指している。これより下記のような意欲ある人物を求めている。

1. 本学の校是である「正義・友愛・奉仕」の精神を有する人
2. 医科学的知見を学び、高い研究倫理に則り将来医科学研究を進める意欲のある人
3. 医科学領域において、基礎的あるいはトランスレーショナルな先端的研究を推進する意欲のある人
4. 進取の気概をもって独創的研究を行い、従来の学術水準に新知見を加え、将来、医科学研究の指導者として活躍しようとする意欲のある人
5. 医科学情報の収集・解析のためのスキルとしての基礎的英語力を有する人

4) 教育に関する重点施策と目標

(1) 学生受入れ

① 選抜方式・試験方法・内容の見直し

- i. アドミッション・ポリシーに則った学生の受入れに向けて、選抜方式、試験方法、内容の見直しを継続的に行う。
- ア. 入学時の評価と卒業時の成績・研究業績などを教育IRセンターの解析データを基に、大学院入試選考委員会により選抜方式の定期的な改善を図る。

② 研究科 HP の充実による受験者数の増加を図る。

- i. 研究科の HP を充実させ受験生にとって魅力あるものにブラッシュアップしていく。
- ア. 年度毎の研究科 HP の改訂案を企画部広報・社会連携推進室と大学院運営委員会とで協議する。

(2) 教育内容（教育課程）の持続的改善策

専攻分野指導責任者は個々の学生の研究指導計画を学生と相談の上作成し、それに則った研究生生活を行う。下記の①～③を基盤とした領域横断的な研究指導態勢を推進する。

① 研究目標の明確化

- i. 研究目標と計画の明確化のため、授業内容、研究内容、研究支援方法などを含む研究指導計画書を学生各人について作成する。

- ア. 学生各人に対する研究指導計画書の作成

② シラバスの定期的な見直し

- i. 医学の進歩や研究の潮流、社会の要請、学生の要望などの要素を勘案し、定期的なシラバスの見直しを行う。(大学院カリキュラム委員会)

- ア. 学生・教員へのアンケート調査の実施および修士課程ポートフォリオの導入

③ 共通科目の充実

- i. 高次な研究の基盤となる項目の網羅と研究者としての基本的姿勢を養うことを目指しつつ、研究倫理、医学研究法、EBM、情報管理、科学研究費の申請など、あらゆる研究に必須とされている項目の研究を行う。

- ア. 教員・学生へのアンケート調査の実施

④ 研究倫理に関する教育の充実

- i. 研究倫理教育に関する大学院 FD の定例開催

- ii. CITI Japan Program (e ラーニング・プログラム)受講の必修化

(3) 教育方法

① 「修士課程ポートフォリオ」の導入

- i. 専攻分野指導教員と学生間の面談により入学時に作成される個人指導計画を「修士課程ポートフォリオ」に反映させ、到達度の確認とフィードバックを行い、教育計画の改善、シラバスの見直し等に利用する。

- ア. 修士課程ポートフォリオの導入

② 共同指導体制の構築

- i. 専攻分野指導教員に加えて、研究科長、研究科専攻主任、学年担任を含む複数の指導教員の協力のもとでの指導体制を構築する。

- ア. 「修士課程中間報告会」を開催し、複数の教員による研究指導ならびに学生間相互の横断的ディスカッションにより研究テーマの理解を深め、研究成果のレベルアップを図る。

(4) 単位認定、進級、修了認定（博士課程に同じ）

① 単位認定の定期的な総合評価

業績や知識の定義を反映した明確な単位認定、進級認定および修了認定を行う。

- i. 社会性・人間性を含めた評価を行う。
- ii. 年次ごとの研究到達度や必須知識の定着、語学水準なども加味した進級判定を導入する。

ア. 年次ごとの評価の推進

② 客観的な修了認定・学位授与方針・基準の策定

多項目の評価による修了認定の客観化、厳格化を通して総合力のある指導者を育成する。

- i. 共通科目、コースワーク、専門科目の達成度、学位審査などの学術的内容と人間性、ともに修了するにふさわしいかを包括的に評価する。

ア. プレゼンテーション能力の評価

- イ. 評価項目と評価方法の統一
- ウ. 本学医学会総会、国際学会などでの英語発表を評価として考慮

(5) 教育活動の評価

① 教育の質保証制度への対応

学術的な成果を基本的な指標として、大学院教育の恒常的な改善を推進する。

- i. 大学院生、専門分野、それぞれの研究成果の定期的な確認

ア. 公開審査会の開催と学位論文集の作成

- ii. 個々の教員、学生の研究活動評価の客観的指標の設定

ア. 個々の教員・学生の Researchmap の年度毎更新を義務化する。

- iii. 教育活動評価の客観的指標の設定

(6) 教育（研究）環境

① 学生のための良好な研究環境の確保

- i. 研究環境の適正度をアンケート調査、学年担任による学生面談により定期的に測定し、改善を図る。

② 新宿キャンパス内の「研究機器共同利用ネットワーク」を構築

- i. 研究機器の学生達による有効活用と利便性の改善を図る。

③ 「学生相談窓口」の改善

- i. 従来の学生部の「相談窓口」へのアクセスをさらに改善し、より迅速な諸問題の抽出と対応策の検討を図る。

- ア. 学生専用ホームページの改善

- ii. カウンセラーと教職員との情報交換

- ア. カウンセラー・教職員懇談会（仮称）の定例開催

(7) 学生支援

① 就職活動支援

- i. 就職情報提供の場を設け、学生の就職活動を積極的に支援する。

② キャリアセンターの設置

- i. キャリアセンターを設置し、入学と同時に「学生生活」と「将来」とを結びつけるトータルサポートを行う。

③ 奨学金等の充実による経済的支援

- i. 学内奨学金の充実

- ア. 専用ホームページへの掲載

- イ. 奨学金申請条件の策定

- ii. 民間・地方公共団体等の奨学金の紹介

- ア. 専用ホームページへの掲載

- iii. ティーチングアシスタント・リサーチアシスタントの採用

④ 生活支援体制の整備

- i. 生活相談体制の整備

ア. メンタルヘルス相談の充実

イ. 「学生健康サポートのためのメモリアルデー」の定例開催

(8) 教員・教育組織

① 教育スタッフの確保と充実（大学院指導教員の資格基準の策定等）（博士課程に同じ）

高度で専門的な研究を効果的に実施するため、また学術活動を活性化させるために、指導力のある教員による多様性のある教育を実施する。

i. 教員の役割の見直しによる教育組織の適正化

ア. 現状の医学科各分野の教員の役割の検証と、研究指導に適した配置

イ. 指導者のスキルアップ支援

ii. 大学院指導教員の資格基準策定

ア. 業績や研究指導実績による指導教員資格を設定する。

iii. 「研究科が求める教員像」「研究科の教員組織の編成方針」の策定

ア. 各ポリシーを策定し、これに則った新規教員採用と適正配置の実施

iv. 大学院「研究指導教員」「研究補助教員」任用規程の明確化

ア. 任用規程を設定し、これに則った研究科の教員任用と適正配置の実施

② 教員の教育評価の実施（博士課程に同じ）

大学院の教育を担当するのにふさわしい業績や指導実績の基準を設定し、教育活動が正当に評価される仕組みを作り、モチベーションを向上するためのインセンティブを付与する。

i. 大学院の担当教員は高次の指導により次世代のリーダーを育成するという意識を浸透させる。

ア. 新総合教員評価の実施による適切な評価

イ. 評価結果の本人への通知とフィードバック

③ FDの充実（博士課程に同じ）

i. 教員の教育能力を高めるとともに、大学院教育の改善を意図するFDを定期的に実施する。

④ 研究科専攻委員会(仮称)の設置

- i. 「大学院運営委員会」の下部組織として「研究科専攻委員会」(仮称)を新たに設置し、修士課程に特化した諸問題に迅速に対応する。

⑤ 学年担任の設置

- i. 各学年に学年担任を設置し、学業、学生生活、研究環境の諸問題を抽出し、「研究科専攻委員会」(仮称)にて迅速に対応していくシステムを構築する。

(9) 教学のガバナンス

① 研究拠点の拡大と円滑な運営のため学長と研究科長によるガバナンスを強化

- i. 大学院の発展と効率的運用のため、博士課程と修士課程を一元化した大学院運営委員会を設置する。
 - ア. 大学院運営委員会の設置
 - イ. 教育 IR センターとの協働体制の検討

【東京医科大学霞ヶ浦看護専門学校】

1) 教育に関する理念

看護は、人間関係を基礎としてあらゆる健康レベルの人間を対象としている。その目的は、人間の生命を守り、対象の健康の保持・増進・回復（平和な死）をはかり、その人らしく社会生活が円滑に営めるように支援することである。また、教育は、学生の創造性・主体性を伸ばし、人間としてより良く生きるための成長発達を支援することである。これらの考えに基づき看護教育は、学生の人格の陶冶をめざし、人々の健康と人類の幸福のために貢献できる人間を育成する。

2) 教育に関する到達目標

1. 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く、理解する能力を養う。
2. 人々の健康と生活を、自然・社会・文化的環境とのダイナミックな相互作用および、心身相関などの観点から理解する能力を養う。
3. 人々の多様な価値観を認識し、専門職業人としての共感的態度および倫理に基づいた行動ができる能力を養う。
4. 人々の健康上の課題・問題に対応するため、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。
5. 健康の保持増進・疾病予防と治療・リハビリテーション・終末期など、健康や障がいの状態に応じた看護を実践できる基礎的能力を養う。
6. 人々が社会資源を活用できるよう、保健・医療・福祉制度を総合的に理解し、それらを調整する基礎的能力を養う。
7. 主体的に学修できる能力を身につけ、専門職業人として看護の向上を目指し、研究的態度の基礎を確立する。

3) 教育に関する基本方針

自主自学の教育理念のもとに看護職として必要な知識および技術に関する専門教育を行い、豊かな教養と人格の涵養に努め、社会に貢献する有能な看護職員を育成する。

急速に発展する医療技術、そして変化する社会的ニーズに対応し、相手の立場を理解し、最新医療技術の基礎を養い、命の尊さを第一に考え、社会の人々の健康に貢献できる教育を行う。

4) 教育に関する重点施策と目標

(1) 学事関係

教育の質改善、看護師国家試験合格率 100%の維持のために、制度設計を図るとともに人的資源の充実を図る。

① 教育の質の向上および効果的評価による授業改善

i. 評価体制の整備、評価方法を見直す。

(授業評価の実施、評価結果のフィードバック、実習施設との連携強化、卒業時看護技術到達に基づく技術演習の参観体制)

ii. 職域を越えた連携の重要性の学修に向け積極的に取り組む。

② 看護師国家試験合格率の維持

i. 推薦入学者に対する入学前準備教育を計画する。

ii. 1 学年から計画的な国家試験対策を計画する。

iii. 国家試験対策を強力かつ計画的に実施し合格水準の維持に努める。

③ 本学への就職率向上および卒業生定着に対する支援

i. 本学関係機関との連携および協力体制を強化する。

ii. 進路ガイダンス、就職説明会（実習指導者や認定看護師による経験談）を開催する。

iii. 本校の奨学資金の制度を整備する。

④ 教職員教育の充実

- i. 教育の質向上に向けた研修を支援する。
- ii. 教育課程・教育活動の自己点検・自己評価を継続する。
- iii. 教員養成講習会を受講する。
- iv. 教務主任養成講習会を受講する。
- v. 茨城県看護教員ラダーを活用し、教員が意欲を高め、それぞれの能力を発揮出来る教育体制をつくる。

(2) 管理関係

優秀な学生の確保と学修環境改善のため、教務と事務が一体となって取り組む。

① 優秀な学生確保のための取り組み

- i. 効果的な学校 PR・募集活動の展開・高校生向けのガイダンスを実施する。
- ii. 社会人や一般大学生を対象とした広報活動を推進する。
- iii. 質の高い学生を確保するため、学校説明会（オープンキャンパス等）を行い入学生への動機付けを高める。
- iv. 学校説明会の参加申込みに際して、インターネット、FAX での申込みを可能とし簡略化する。

② 学修環境の改善

- i. 校舎の老朽化が進み、配管等の補修工事を計画的に実施する。
- ii. 3 学年が 1 体となった教育環境を整備するために計画に着手する。
- iii. 3 学年の学生が交流出来る学生ラウンジを設置する。
- iv. 看護実習教材の充実を図る。
- v. インターネット等の使用環境の充実・教室備品を整える。
- vi. 図書司書を置き、図書管理の向上と蔵書の拡充を図り図書室を充実させる。
- vii. 茨城医療センターと本学が共有する図書館の設置を、可能性を含め今後検討する。

2. 研究に関する理念・基本方針・重点施策と目標

1) 研究に関する理念

本学は、高い倫理観をもって医学・看護学の研究を行い、得られた研究成果および次世代の人材育成により人類の健康と福祉に寄与する。

2) 研究に関する基本方針

個々の研究者による研究の多様性を確保しつつ、研究ネットワークを充実させ、研究連携を推進する。研究成果を社会に発信するとともに、研究を通して人材を育成することを重視する。

1. 個々の研究者の自由な発想に基づく創造的な研究を尊重するとともに、学問領域を超えた学内外、国内外の連携による共同研究を推進する。
2. 本学で行われている独創性に富み特色ある研究を奨励する。
3. 短期的、長期的な視点で成果を社会に還元できる研究を推進する。
4. 研究を通じて社会に貢献する高い意識と倫理観を涵養する。
5. 「基礎と臨床が融合した研究」を遂行できる基盤を整備し、広い視野と専門的技能を有する次世代の人材を育成する。
6. 研究連携を促進するため、研究に必要な機器、材料、技術、情報の共有化を進める。
7. 競争的研究資金の獲得、研究成果の速やかな公表を評価し、奨励・支援する。

3) 研究に関する重点施策と目標

(1) 研究倫理を徹底させる。

- ① 各倫理委員会に関する規程を整備し、機能を充実させる。

(医学倫理委員会、病院倫理委員会、治験審査委員会、動物実験倫理委員会、看護研究倫理審査委員会等)

- ② 研究倫理に関する教育を継続して実施する。

- i. 教職員に対する FD を継続的に実施する。
- ii. 大学院 FD を継続的に実施する。
- iii. 研究に携わる教員の e ラーニング (APRIN¹²、本学独自の研究倫理講習会) を義務づける。
- iv. 公的研究費の管理・監査のガイドライン改正に基づくコンプライアンス教育の実施
- v. 公的研究費の管理・監査のガイドライン改正に基づく啓発活動の実施
- vi. 公的研究費の管理・監査のガイドライン改正に基づく不正防止計画の実施

(2) 共同研究を推進するため、学内の研究活動の情報交流を活発化する。

- ① 東京医科大学医学会総会を充実させる (年 2 回開催される総会において、各部署の中核となる研究成果を年 1 回は発表するように奨励する)。
- ② 各部署の中核となる研究に関する総説及びミニレビューを東京医科大学雑誌に継続的に掲載する。
- ③ 新宿キャンパスで行われている一般演題発表などの学術交流を継続的に支援する。
- ④ 医科学フォーラムのような学問領域を超えた研究会を継続的に支援する。
- ⑤ 学内の学術交流を促進する。
 - i. 新宿キャンパスと西新宿キャンパスを結ぶ輸送力増強を検討する。
 - ii. 4 キャンパスを結ぶ TV 会議システムを拡充する。
 - iii. 基礎部門の西新宿への移転を検討する。

¹² " Association for the Promotion of Research Integrity" (一般財団法人公正研究推進協会) が提供する研究倫理教育のための e ラーニング・プログラム

(3) 研究を推進する手法を検討し、整備する。

① 附置研究所を設置する。

- i. 医学総合研究所を附置研究所に移行する。
- ii. 附置研究所の組織整備に関する委員会を発足し、全学的に検討する。
- iii. 共同研究のニーズ、シーズを集約し、マッチングする部署を設置する。
- iv. 附置研究所に共通機器室を立ち上げ、運営委員会を設置する。
- v. 大型（高額）共同利用機器の整備計画に基づき、附置研究所の共同利用研究施設を充実させる。
- vi. “疾患モデル研究センター”を充実させる。

② 大学間連携による研究を推進する。

- i. 東京薬科大学、工学院大学との連携シンポジウムを継続的に開催する。
- ii. 連携大学を含む他大学等との連携研究を推進する。

③ 産学連携による研究を推進する。

- i. 産学連携講座を充実させる。
- ii. 附置研究所の一部門としての整備を検討する。

④ 各部署所属の研究機器とその管理責任者を学内 HP 上に公表し、共同利用を促進する。

⑤ 国際共同研究を推進する。

- i. 国際共同研究の円滑な実施を目的として、国際教育研究センターとの連携方法を検討する。
- ii. 海外の大学との共同研究を推進する。

⑥ 東京医科大学 URA(リサーチ・アドミニストレーター) 部門を設置し、研究を推進する。

(4) 研究を支援する制度を整備する。

① 研究を適切に評価し、研究費を配分する。

- i. 研究の評価と研究費の配分について検討する委員会を発足させし、全学的に議論する。
- ii. 受託研究等の間接経費の一部を研究者に還元する。

- iii. 外部資金獲得や研究成果公表へのインセンティブを設ける。
- iv. 学内グラントを創設する。
- v. 学長裁量経費を研究支援に活用する。

② 臨床研究支援センターを設置する。

- i. 大学病院に臨床研究支援センターを発足させ、業務内容の充実を図る。
- ii. 茨城医療センター、八王子医療センターに臨床研究支援センターを設置する。

(5) 若手研究者、女性研究者を支援する。

① 若手研究者を支援する。

- i. 科研費フォローアップ助成金を拡充する。
- ii. 論文執筆のためのFDを実施する。
- iii. URA 支援制度による若手研究者を対象とする「科研費添削制度」を導入する。

② 医師・学生・研究者支援センターを継続的に支援する体制について検討する。

③ 臨床医が一定期間基礎で研究するのを支援する制度を検討する。

④ 学部学生の研究を支援する。

- i. 学部学生が、自主的に継続的に研究できるよう支援する制度を検討する。
(例：医学科「自主研究」終了後の継続的研究)
- ii. 研修医を対象とする博士課程社会人大学院「特別枠」を積極的に運用する。

⑤ 女性研究者を支援する。

- i. ライフイベント中の研究者を支援する。
- ii. 全女性研究者を支援する。
- iii. 女性上位職を増加させる仕組みを検討する。
- iv. 女性研究者の相談支援体制を充実させる。

(6) 外部資金の獲得を支援する。

① 科学研究費補助金等の申請を支援する。

② 大型研究費獲得のための体制を整備する。

- i. 学内の研究活動の情報交換を活発化し、分野横断的な大型研究プロジェクト立案に備える。

- ii. 法人が主体となる大型研究費獲得のため、研究担当理事を置き、申請チームを編成する。

(7) 研究成果の発信（アウトリーチ活動）を支援する。

① 国際誌への投稿を推進する

- i. 転換契約を進めることでオープンアクセス出版可能本数を確保する。
- ii. 一般教育、基礎社会医学、医総研、臨床医学、看護学科の各領域からの年度毎の国際誌掲載論文数を把握する。

② 東京医科大学雑誌の充実を図る

- i. 定期的に編集委員会を開催し、雑誌の改善・充実について審議する。
- ii. 雑誌の内容を本学の機関リポジトリに継続的に掲載する。
- iii. PubMed への登録に向けて検討を開始する。

③ プレスリリースを支援するシステムを整備する

④ 研究成果を学内広報により積極的に周知する

⑤ 市民公開講座を積極的に開催する。

⑥ Researchmap への掲載と論文・競争的研究費情報を公開する。

⑦ 大学ホームページの研究欄を充実する。

⑧ 年度毎の国際誌掲載論文数の把握

(8) 知的財産を効果的に運用する。

① 発明委員会の機能を拡大し、体制を整備する。

(研究担当理事、特許の専門家等の参加)

② 附置研究所の一部門として、管理運用体制の整備を検討する。

3. 診療に関する理念・3病院の目指す方向・基本方針・重点施策と目標

1) 診療に関する理念

人間愛に基づいて、患者さんとともに歩む良質な医療を実践します。

2) 3病院の目指す方向

(1) 東京医科大学病院

都心の特定機能病院として、病院のブランド力を向上し、患者さんや他の医療機関から選ばれ愛される病院を目指す。

そのためには、高い倫理性に裏打ちされた安全で安心な高度急性期医療を提供する。また、先進医療や臨床研究を推進し、付加価値のある国際レベルの医療を提供する。医療の質を向上するため、特色ある教育システムや患者ケアシステムを構築し、地域の医療機関と連携して魅力ある病院作りを行う。さらに、地域災害拠点中核病院として、自治体、二次救急医療機関や地区医師会と連携し、傷病者の救護活動を行う機能を強化する。

(2) 東京医科大学茨城医療センター

茨城県南の地域中核病院としての役割を認識し、急性期病院として機能を果たすため、「救急医療」・「がん診療」・「小児・周産期医療」・「肝疾患診療」の政策医療に積極的に取り組む。また、地域完結型医療機関として医療・福祉の連携を強化し、「地域包括ケアシステム」の構築を図り、基幹病院として信頼される病院を目指す。

卒前教育としては、地域医療の提供を前提に在宅の高齢者にも対応できる総合医養成を目指す臨床医学教育を行い、卒後教育では、地域包括医療を実行できる総合医の育成に取り組む。このため、初期臨床研修と後期臨床研修を一体とした「地域医療研修のモデル病院」を目指す。

(3) 東京医科大学八王子医療センター

八王子市を含めた南多摩医療圏の基幹病院として、先進医療と地域医療の両者の機能強化を目指す。

そのためには、あらゆる疾患への対応と効率的な医療システムの運用を行う。南多摩医療圏における三次救急医療機関、地域災害拠点中核病院、感染症指定医療機関、およびがん診療連携拠点病院として高度な医療を実践する。地域の基幹病院として近隣医療機関と連携し、市民の健康増進と疾病予防対策を実践するとともに、患者さんが満足する安全、安心の医療を提供する。すべての医療従事者のスキルアップのための教育体制を確立する。

3) 診療に関する基本方針

[東京医科大学病院] [八王子医療センター]

本学の校是である“正義・友愛・奉仕”を実践します。

1. 患者さんと信頼関係を築き、安心して開かれた医療を提供します。
2. 地域医療機関と連携して良質で高度な医療を提供します。
3. 人間性豊かで人類の福祉と幸せの実現に貢献できる医療人を育成します。

[茨城医療センター]

本学の校是である“正義・友愛・奉仕”を実践します。

1. 患者さんの権利を尊重します。
2. 医療サービスの向上を図り、患者さんに安全な医療を提供します。
3. 十分な説明と同意のもとに医療を行います。
4. 地域との連携を密にし、地域における医療、保健、福祉を支援します。
5. 人間性豊かで信頼される医療人を育成します。

4) 診療に関する重点施策と目標

科学技術の進歩とともに、医療は高度化・複雑化しており、診療に伴う危険性も増している。大学附属病院には、高度急性期医療や先進医療の実践、および地域のニーズに合った医療が求められており、患者安全を最優先に、信頼される医療を行う責務がある。これを実現させるため、以下の事項を重点施策として推進する。

(1) 3病院共通の重点施策と目標

① 患者接遇の改善

信頼される医療を行うには、病気を治すだけでなく、心のケアも重要である。そのために、コミュニケーション能力の醸成や接遇教育を実施する。

- i. 挨拶、笑顔、真心によって良質なコミュニケーションを図る。
- ii. 患者満足度調査の分析結果や患者相談窓口への意見を元に、患者接遇を改善する。
- iii. 患者目線に立った、患者に寄り添う医療を提供する。
- iv. 新入職員オリエンテーションや職員研修会の中で接遇教育を実施する。

② 医療安全・感染対策・個人情報保護

安全で安心な医療を実践するため、医療者として必須の知識を定期的に履修する。

- i. 医療法に基づく義務研修を実施し、全職員が受講する。
- ii. 未受講者をゼロにするため、DVD 上映やeラーニング整備を行う。
- iii. 各職場に責任者を置き、リーダーを育成する。

③ コンプライアンスの徹底

医療関係に関する法規、ガイドラインや大学・病院の規程・内規を順守し、適正な診療を行う。

- i. 保険診療に関する研修会を開催するとともに積極的な参加を支援する。
- ii. 保険外診療における院内報告制度を確立する。
- iii. 教職員の一体感や意欲を高める環境を整備する。

④ 医療の質の向上

患者満足度向上のため、チーム医療や医療技術の質の向上を絶えず行っていく。

- i. チーム医療を推進し、良質な医療を提供する。
- ii. cure だけでなく care や QOL を重視した医療を提供する。
- iii. 医療技術や医の倫理に関する職員研修を定期的実施する。
- iv. 研修医や専攻医を確保し、全人的教育を実施する。

⑤ 顔の見える医療連携

患者さんや他の医療機関から選ばれる病院になるため、顔の見える連携関係を構築する。

- i. 医療連携部門のみならず、診療科レベルでの連携を強化する。
- ii. 救急医療、在宅復帰を推進する。

⑥ 医療提供体制の強化

効率的な医療の実践や業務内容の改善により、医療提供体制の基盤を強化する。

- i. 病院長のガバナンスを強化し、職員の意思統一を図る。
- ii. 事務組織を再編し、病院長の補佐・支援体制を強化する。
- iii. 種々の会議を再編・効率化し、職員の経営参画意識を高める。
- iv. ワークライフバランスを考慮した勤務体系を構築する。

⑦ 働き方改革の推進

- i. ワークライフバランスを考慮した勤務体制を構築する。
- ii. 業務の効率化と生産性の向上
- iii. 適正な人員配置を推進する。

(2) 大学病院の重点施策と目標

大学病院は特定機能病院として、高度の医療を提供する能力を有すること、高度の医療技術の開発および評価を行う能力を有すること、高度の医療に関する研修を行わせる能力を有することが求められている。これを実現するため、以下のような具体的目標を設定する。

① 患者接遇を改善する。

- i. 接遇研修会の開催：年2回開催する。
- ii. 患者満足度調査の実施：毎年実施する。
- iii. 患者満足度の向上：すべての項目で「満足」「やや満足」回答を目指す。

② 医療安全・感染対策・個人情報保護を徹底する。

- i. 医療安全管理委員会出席率、医療安全講習会受講率：100%を目指す。
- ii. インシデント・アクシデント報告：年間9,000件を目指す。
- iii. 医療法上の「医療事故」届出・評価・検証：100%実施する。

③ コンプライアンスを徹底する。

- i. 義務研修受講率：100%を目指す。
- ii. 保険外診療における院内報告：100%を目指す。

④ 医療の質の向上を目指す。

- i. 先進医療の承認件数：5件増を目指す。
- ii. 臨床研修医のマッチング：100%を目指す。
- iii. 専門医研修プログラム：すべての診療科で整備する。
- iv. 認定看護師、認定薬剤師の人数：10%増を目指す。
- v. 影響度3b以上の有害事象発生時の患者及び家族に対する説明の多職種による実施率：90%以上を目指す。

⑤ 顔の見える医療連携を構築する。

- i. 紹介率：75%以上、逆紹介率：55%以上を目指す。
- ii. 一次・二次救急応需率：70%以上を目指す。

⑥ 働き方改革の推進

- i. ワークライフバランスを考慮した勤務体制を構築する。
- ii. 業務の効率化と生産性の向上をはかる。

- iii. 適正な人員配置を推進する。
 - iv. 保育サポートを細やかにする。
- ⑦ 予防医学をさらに推進する。
- i. 健診予防医学センターの新規検査項目数を増やす。
- ⑧ 災害拠点中核病院として連携を強化する。
- i. 自治体、地区医師会との連携強化：年2回訓練を行う。
- ⑨ 優れた人材の確保と育成を推進する。
- i. 臨床研修応募者数の増加や看護師離職率の引き下げ
- ⑩ 医療提供体制の基盤を強化する。
- i. 高機能・特定病床稼働率：80.9%を目指す。
 - ii. 手術件数：全身麻酔手術月間 595 件以上・高単価手術の増加を目指す。
 - iii. 新入院患者数の増加：26,500 人を目指す。
 - iv. 入院単価の増額：105,000 円を目指す。
 - v. 採用医薬品の品目数：1,900 品目を目指す。
 - vi. 後発医薬品使用率：90%以上を目指す。
 - vii. 医療材料費の削減：3 病院合計 1 千万円を目指す。

(3) 茨城医療センターの重点施策と目標

茨城医療センターは、地域中核病院として急性期病院の役割を果たすこと、政策医療に積極的に取り組むこと、地域完結型医療機関として医療・福祉の連携を強化すること、基幹病院として信頼される病院になることを目指すため、以下のような目標を設定する。

- ① 患者接遇を改善する。
 - i. 研修会の開催：年1回開催する。
 - ii. 患者満足度調査の実施：1年に1回程度実施する。
- ② 医療安全・感染対策・個人情報管理を徹底する。
 - i. 定期的なラウンドの実施：年1回実施する。
 - ii. 報告内容の迅速な情報収集と早期対応を図る。
 - iii. 規程・マニュアルの見直しを随時行い、周知徹底をする。
 - iv. 研修会等の参加率向上：100%を目指す。
- ③ コンプライアンスを徹底する。
 - i. コンプライアンス講演会受講率：100%を目指す。
 - ii. 有害事象、死亡症例の報告・評価・検証：100%を目指す。
 - iii. 研修会や講演会への自主的参加を支援する。
- ④ 医療の質の向上を目指す。
 - i. 保険制度の順守(診療録・保険請求等)：診療録点検、査定対策を強化する。
 - ii. 院内の他科との連携：院内諸活動への参加者数の増加を図る。
 - iii. 待ち時間等の改善を図る。
 - iv. 研修医のマッチング：100%を目指す。
 - v. 専門医研修プログラム：すべての診療科で整備する。
- ⑤ 効率的な医療・業務の実践により、医療提供体制の基盤を強化する。
 - i. 救急受入の応需の徹底：90%を目指す。
 - ii. 一般病棟、地域包括病棟の病床稼働率の向上：93%以上を目指す。
 - iii. 効率の良い手術室の利用を図る。
- ⑥ 顔の見える医療連携を構築する。
 - i. 紹介率・逆紹介率の向上：紹介率70%、逆紹介率60以上%を目指す。

- ii. 後方病院の確保を図る。
 - iii. 近隣市町村への医療情報提供（講演会・街の保健室開催等）
：講演会 4 回/年、街の保健室等 20 回/年を目指す。
- ⑦ 優れた人材の確保と育成を推進する。
- i. 看護師応募者数 10%増を目指す。
- ⑧ 働き方改革の推進
- i. 労働基準法を順守し、適正な労働環境を構築する。
- ⑨ 医療提供体制の基盤を強化する。
- i. 病床稼働率：93%以上を目指す。
 - ii. 手術件数：全身麻酔年間 1,950 件以上を目指す。
 - iii. 新入院患者の増加
 - iv. 入院単価の増額
 - v. 採用医薬品の品目数：10%減を目指す。
 - vi. 後発医薬品使用率：85%以上を目指す。
 - vii. 医療材料費の削減：10%減を目指す。

(4) 八王子医療センターの重点施策と目標

八王子医療センターは、多摩地区の基幹病院として、地域医療連携を堅持し、断らない救急医療と先進医療の充実を図り、同時に、医療安全の推進および経営基盤の安定化を達成するため、以下の具体的目標を設定する。

① 患者接遇を改善する。

- i. 接遇研修会の開催：年2回開催する。
- ii. 患者満足度調査の実施：2年に1回程度実施する。

② 医療安全・感染対策・個人情報保護を徹底する。

- i. 安全・感染管理体制のPDCAを強化する。
- ii. インフォームドコンセントの推進を図る。
- iii. 安全管理意識の向上と講習会出席率向上による情報共有を徹底する。

③ コンプライアンスを徹底する。

- i. コンプライアンス講演会受講率：100%を目指す。
- ii. 患者さんが納得できる臨床研究、先進医療に向けた保険外診療を実施する。
- iii. 保険外診療における院内報告制度を確立する。
- iv. 有害事象、死亡症例の報告を100%実施し、評価・検証を行う。

④ 医療の質の向上を目指す。

- i. 人材育成とチーム医療を推進する。
- ii. 高度先進医療の推進と設備の充実を図る。
- iii. 研修医から新専門医制度による人材育成の体制を構築する。
- iv. 大学病院第1号の卒後臨床研修評価機構認定を受けた病院として、研修医のマッチング100%を目指す。
- v. 専門医研修プログラム：すべての診療科で整備する。

⑤ 顔の見える医療連携を構築する。

- i. 断らない救急医療の推進：応需率80%以上を目指す。

⑥ 効率的な病院運営を推進する。

- i. 診療報酬改定等に伴う施設基準届出の整備を行う。

- ii. 職員の経営参画意識の向上を図る。
 - iii. 新病院建設等将来構想に向けた医療体制を構築する。
- ⑦ 感染症指定医療機関、地域がん診療連携拠点病院の体制を強化する。
- i. 二種感染症指定医療機関として訓練を実施する。
 - ii. キャンサーボード、緩和医療、がんサロンを推進する。
 - iii. 臨床腫瘍科、化学療法センターの充実を図る。
- ⑧ 災害拠点中核病院として連携を強化する。
- i. 関係機関との連携を強化し、訓練内容を充実する。
- ⑨ 地域医療支援病院を維持するための体制を強化する。
- i. 紹介率 70%、逆紹介率 70%を維持する。
 - ii. 地域医療支援委員会の開催（年 4 回）
- ⑩ 医療提供体制の基盤を強化する。
- i. 病床稼働率：85%以上を目指す。
 - ii. 手術件数：全身麻酔年間 3,000 件以上を目指す。
 - iii. 新入院患者の増加
 - iv. 入院単価の増額
 - v. 採用医薬品の品目数：10%減を目指す。
 - vi. 後発医薬品使用率：80%以上を目指す。
 - vii. 医療材料費の削減：10%減を目指す。

4. 社会連携・社会貢献に関する理念・基本方針・重点施策と目標

1) 社会連携・社会貢献に関する理念

校是「正義・友愛・奉仕」の一つである「奉仕」の精神に基づき、自ら進んで社会へ尽くし、人類の健康と福祉に貢献する。

2) 社会連携・社会貢献に関する基本方針

人類の健康と福祉に貢献すべく、社会に開かれた大学として、知の還元並びに社会と連携した貢献活動を推進するために、基本方針を以下のとおり定める。

1. 大学における知の還元や社会との協働活動の推進
2. 社会と連携し、課題解決に向けた貢献活動の推進
3. 社会に向けた迅速な情報発信の推進

3) 社会連携・社会貢献に関する重点施策と目標

(1) 社会に開かれた大学として、知の還元並びに社会と連携した貢献活動の推進

① 大学における知の還元や社会との協働活動の推進

i. 医科大学の特色を生かした知の還元への推進

- ア. 市民公開講座による社会貢献活動の推進
- イ. 一般の方を対象とした医療講習会など様々な活動による社会貢献活動の推進
- ウ. 児童・生徒を対象とした医療体験講座等や医療従事者等のサポートによる社会貢献活動の推進
- エ. 小・中・高等学校等への出前講座の推進
- オ. 職場訪問（総合学習）受け入れの推進
- カ. 医療従事者を対象とした研修会・勉強会などの社会貢献活動の推進

- ii. 社会との協働活動
 - ア. 産学連携事業の推進
 - イ. 寄附講座設置の推進
 - ウ. 共同研究および受託研究の推進
- ② 社会と連携し、課題解決に向けた貢献活動の推進
 - i. 社会との連携
 - ア. 国、自治体、医療機関等との連携の推進
 - イ. 教育・研究機関との連携および学术交流の推進
 - ii. 課題解決に向けた貢献活動
 - ア. 教育・研究機関との連携による課題解決に向けた貢献活動の推進
 - イ. 国、自治体等との連携による課題解決に向けた貢献活動の推進
 - ウ. 医療機関等との連携による課題解決に向けた貢献活動の推進
 - エ. 地域との連携による課題解決に向けた貢献活動の推進
- ③ 社会に向けた迅速な情報発信の推進
 - i. 社会に向けた情報発信
 - ア. ホームページやメディアによる情報発信の推進
 - イ. 各施設発行の広報誌の活用と充実化
 - ウ. 社会連携・社会貢献活動に関する実態調査の実施と公表

5. 管理運営に関する理念・基本方針・重点施策と目標

1) 管理運営に関する理念

学校法人は、教育・研究の水準を持続的に発展させるため、効果的かつ効率的に運営しなければならない。さらに、附属病院においては、医療の安全性と質を持続的に高めていかなければならない。

本法人は、こうした使命に応えていくため、ガバナンス、マネジメントを実効性のあるものとし、法人関係者自らがリーダーシップを発揮する社会に開かれた活力あふれる組織運営を実践する。そして、教職員が幸福感や満足感を得られる組織を実現する。

2) 管理運営に関する基本方針

本学の教育・研究・診療のビジョン・理念・目的の実現を支えるため、合理的かつ効率的な管理運営体制を確立するとともに、建学の精神である「自主自学」に基づき、自らの能力を高め、モチベーションの向上を図り、良好なコミュニケーションを重ねることにより組織の活性化を図る。

3) 管理運営に関する重点施策と目標

(1) 法人運営

【基本方針】

本学が“患者とともに歩む医療人を育てる”というミッションを基盤に、これからも持続的な発展を遂げていくため、法人役員と職員が一体となって、明確な根拠に基づき、公正性、透明性、迅速性を備えた法人運営を追求する。

【重点施策と目標】

社会から信頼される大学であり続ける上で、大学のガバナンスの強化は必至の命題である。大学の社会的責任を果たし、さらなる発展を遂げていくため、以下のような施策に取り組む。

① ガバナンスの強化

法人運営における権限と責任を明確化し、円滑で迅速な意思決定を推進する体制を整備するとともに、法人運営の適切性を高める。

- i. 理事会の機能をより一層充実させるため、理事会の構成員、理事の役割について見直しを行う。
 - ア. 理事会構成員の見直し
新たな立場からの理事の検討や、学外と学内、常勤と非常勤のバランスなどを検証し、適切性を高める。
 - イ. 理事の役割分担の明確化
業務執行理事と業務監督的な理事に分離するなど、理事の役割分担を明確化する。
- ii. 法人運営の適切性をさらに高めるため、評議員会や監事の在り方について見直しを行う。
 - ア. 評議員会構成員の見直し
地域社会の代表など、新たな構成員を検討し、より公正で客観性のある意見や提言を法人運営に反映させる。
 - イ. 監事に関する見直し
理事の業務活動（実績）評価の導入、法人運営に係る会議・委員会への任意出席など、監事の役割を強化する。

- iii. 病院のガバナンスを強化するため、病院長の在り方について見直しを行う。
 - ア. 病院長に関する見直し
 - 病院長は診療・教育等から離れ、病院運営に専念できる体制を確立するため、選考方法を含めて検討する。
- iv. 法人幹部の業務執行の支援体制をより強化するため、専門部署またはスタッフの配置など、法人事務組織の見直しを行う。
(※次項 (2) 業務執行体制の ②事務組織の再構築にて検討・整理を行う)

② コミュニケーションの円滑化

法人全体で情報共有、コミュニケーションの円滑化を推し進め、組織の活性化を図る。

- i. 経営と現場の相互理解をより深めるため、情報発信と意見交換の仕組みを充実させる。
 - ア. 職員の意見のくみ上げ
 - 情報ツールの活用やより多くの対話の機会を設けることなどにより、職員の意見や提案が法人運営に反映できる仕組みを構築する。
 - イ. 職員へ向けた情報発信
 - 電子掲示板、ホームページ、テレビ会議システムなどをより一層活用し、法人幹部から職員へ向けた情報発信を充実させ、経営方針に対する理解を深める。
- ii. 経営部門と教学部門が連携し、より一層の協力関係を構築する。
 - ア. 経営・教学の相互理解の促進
 - 経営部門（理事会など）と教学部門（教授会など）の代表者が意見を交わす会議体を設けることなどにより、意思疎通と連携を深める。
- iii. 大学と同窓会の交流を図り、より一層の大学支援体制を構築する。
 - ア. 大学・同窓会による交流
 - 大学と同窓会の交流を通じて、大学の運営方針や実情の理解を深め、同窓による大学支援体制をより堅固にする。

③ コンプライアンスの体制強化と推進

法人運営の規律性を維持し、社会への信頼性を保つため、コンプライアンスの推進体制を強化し、コンプライアンス意識の高い組織文化を形成する。

- i. コンプライアンス推進の体制強化と教育の徹底

ア. 組織体制の整備

法人に設置する「コンプライアンス委員会」「コンプライアンス推進部会」を核として、各施設に置かれた「コンプライアンス推進責任者」と連携し活動する。

また、「コンプライアンス推進責任者」をバックアップするため、各施設の担当部署・担当者を定める。

イ. 教育の徹底

職員のコンプライアンス意識を醸成するため、全職員が参加する研修を実施する。また、各階層、各業務別の専門的研修の実施に着手する。

ii. ハラスメント対策の強化

ア. 体制、規程の整備

現行のセクシュアル・ハラスメント以外のハラスメントに適切に対応するため、規程整備とともに、新たな委員会を設定し、対処する体制を整備する。

イ. 教育の徹底

上記のコンプライアンスに関する研修にハラスメントに関するテーマを組み込むとともに、啓発のためのパンフレット等を作成する。

iii. 内部通報制度の維持・強化

ア. 通報システムの見直し

コンプライアンス違反やハラスメント等を未然に防ぎ、早期の問題把握と適切な対処ができるよう、職員が相談しやすい内部通報システムを検討するとともに、職員への認知度向上に努める。

イ. 内部通報窓口携帯用カードの作成

教職員が不正行為等に気づいた時は、いつでも内部通報できるように携帯用カードを作成する。

④ リスク管理・危機管理の体制整備・強化

リスク管理・危機管理の体制を整備し、法人運営の信頼性を向上させる。

i. リスク管理体制の見直し

ア. 現規程の見直し

リスク管理に関する現状を検証し、これに基づいて現規程の見直しを行う。

ii. 危機管理体制の整備

ア. 危機管理マニュアルの作成

危機管理に関する現状を検証し、現状にあった施設ごとの危機管理マニュアルを作成する。また、BCP（事業継続計画）の策定に年度ごとに検討し、改善する。

イ. 講習会や訓練の実施

危機発生時に迅速に対応するため、施設ごとに講習会や訓練に関する計画を策定して実施する。

(2) 業務執行体制

【基本方針】

法人運営の業務が多様化、複雑化する中、法人の意思決定プロセスの迅速化を図り、効率・効果的に業務を遂行する事務組織を構築し、従来の処理・対応型から企画・立案力を発揮する参加・戦略型の業務執行体制への変革を目指す。

【重点施策と目標】

大学のガバナンスを強化していく上で、法人運営を支えるマネジメント機能が円滑に廻ることが極めて重要である。そのため、法人運営の基盤である業務執行体制の再構築にむけて、以下のような施策に取り組む。

① 業務の検証・見直し

各事務組織の事務分掌の適切性を検証し、業務分担と責任を明確にする。

i. 業務分担と責任を明確にするため、所掌業務の検証・見直しを行う。

ア. 所掌業務の洗い出し

所掌業務を洗い出し、業務の過不足、他との重複、移管などの適切性を検証する。

イ. 業務分担の明確化

業務の洗い出しを基に、業務分担を整理し責任を明確にする。

ii. 各事務組織が所管する会議（委員会）の見直しを行う。

ア. 会議（委員会）の洗い出し

各事務組織が所管する会議（委員会）を洗い出し、規程との整合性、他との重複、移管などの適切性を検証する。

イ. 会議（委員会）の整理・統廃合

不要と考えられる会議（委員会）の廃止、類似会議（委員会）の統合、構成員や開催頻度などの見直しを行う。

② 事務組織の再構築

既存組織の改編や新設部署の設置を行い、必要かつ適切な人員を配置し、法人運営の業務を効率・効果的に遂行できる事務組織を再構築する。

i. 事務組織を再構築するため、既存組織の見直しや新設部署の検討・設置を行う。

ア. 既存組織の見直し

既存の事務組織を見直し、統廃合などの改編を行う。

イ. 新たな部署の設置

既存組織の見直しと同時に、新たに必要な部署を設置する。

ウ. 人員と配置の見直し

業務量などを検証し、部署ごとに必要な人員を算出し、適切に配置する。

③ 管理体制の整備

業務執行体制を有効に機能させる管理体制を整備し、マネジメントサイクルを廻す。

i. 確実な情報の伝達と共有を図るため、施設内および施設を超えた事務連絡会を設置する。

ア. 施設内の情報共有

各施設に横断的な事務連絡会を設置し、定期開催することにより、情報の共有と意思疎通の円滑化を図る。

イ. 施設を超えた情報共有

施設間で相互に情報を共有できる仕組み（相互ラウンド会議など）を設ける。

ウ. 情報の公開・共有

各施設で行われる会議（委員会）の議事要旨を可能な限り電子掲示板で公開することにより、職員間で情報を共有する。

ii. 業務改善を図るため、業務執行のPDCAサイクルを廻す。

ア. 業務目標の設定

事業計画（方針）に沿った業務目標を設定する。

イ. 業務計画の作成

目標達成に向けた業務計画を作成する。

ウ. 業務達成度の検証・改善

業務達成度を検証し、業務改善に繋げる。

エ. 各事務組織の業務目標・計画・改善などの共有化

上記ア、イ、ウに関する報告会を適宜開催し、情報の共有化を図る。

④ 中長期計画の見直し

i. 中長期計画の検証と必要に応じた改訂をする。

(3) 人事管理

【基本方針】

法人事務局の下で、教育・研究・診療活動の不断の活性化を目指した人事システムを構築するとともに、中長期的な財政展望を踏まえた適正な人員配置を行う。

人事システムの構築にあたっては、「安心して働ける職場、有意義でやりがいを感じられる仕事、長く勤めて成長し続けられる職場」を基本方針とした制度設計を行い、優秀な人材の確保と計画的な人材育成を行う。

【重点施策と目標】

教員（医師）、医療技術職、看護職、事務職の専門性の違いにより現状の課題は異なる。さらに法人事務局、大学、専門学校、大学病院、茨城医療センター、八王子医療センターの就業環境等の特性からも課題が抽出される。

経営環境が大きく変わる中、“組織を支える”職員に求められる能力は多様化しており、人材の育成とともに人事組織の在り方についても不断の見直しが求められている。このため、人事管理について、以下のような取組みを推進する。

① 人的資源の管理と育成

社会環境の変化、多様なニーズに対応できる柔軟な組織体制を確立するため、人事制度を再構築する。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき策定した行動計画を推進する。

i. 人事の基本方針に基づいた人事制度を設計し、求める人材像を明確にしつつ柔軟な人材受け入れを行う。

ア. 人事方針に基づいた育成プログラムの策定

人事考課制度を活用し、職員キャリアプラン、新卒者育成プログラムを策定・実施する。

イ. 柔軟な職員採用

専門性の高い事務分野について、中途職員の採用を促進する。

専門的知識、技術の保有者や豊かな経験を有する非正規職員の正職員登用を制度化する。

ウ. 年俸制契約による教員採用の導入

高度な技術と経験を有する教員（医師）を年俸制契約により受け入れ、医療技術の向上に繋げる。

エ. 女性活躍のための環境整備

女性の視点から職場環境の整備・改善を推進させる委員会を設置する。

ii. 将来を見据えた人事制度の見直しにより、組織を活性化させる。

ア. 定年までのキャリア形成の見直し

中堅層の積極的登用による活性化を進めるため、職員の育成計画や昇進昇格制度を見直した上で「役職定年制度」の導入を検討する。

イ. 柔軟な勤務体系の確立

シフト制勤務、計画休暇の活用を促進させる。また、休暇等の諸届出事務の簡略化など環境整備を行う。

ウ. 女性管理職の積極的な登用

中堅女性職員のキャッチアップ、超過勤務の縮減等、男性職員も含めた働き方を見直し、女性管理職の積極的な登用を推進する。

エ. 給与体系（号俸、諸手当）の見直し

「給与委員会」の下で将来を見据えた給与体系の確立と諸手当の見直しを行う。

iii. 職員を適正に配置するため、以下の施策を順次実施する。なお、教員（医師）の適正配置については、学長主導のもと法人事務局にて検証を進め、抜本的な見直しを段階的に行う。

ア. 業務の棚卸

目的志向に基づく組織運営を行うための基礎資料とするため、既存の業務を洗い出し、目的・効率を基準にして、業務を体系的に整理する。

イ. 予算定員の見直し

職員については、単なる組織のスリム化や人員不足のみを前提とした議論ではなく、組織、業務遂行体制、業務の棚卸の中から、専任職員が担う業務、専任以外が担う業務、アウトソースする業務を整理した上で、予算定員の適正化を図る。

教員については、分野（医局制）を検証し、組織の再編を行うとともに人員の配置計画を見直し段階的に進める。

ウ. 異動に関する基本原則の明確化

欠員補充、部門の拡大または縮小など、組織の必要性による人事異動のほか、人材育成を目的とした異動の原則を人事内規として制定する。

エ. 医師派遣・出張、教員（医師）採用制度の見直し

人事審査会において現状を検証し、当該制度の見直しを行う。

オ. 3病院医療技術職の連携体制の確立

大学病院を中心に据えた研修制度の導入と人事異動を組み合わせ、3施設の医療技術レベルの向上を図る。

② 人事制度の管理運用

人事方針を体現化するため、人事考課制度を有効に運用する。

- i. 教員以外の職員を対象とした人事考課制度の活用により、自身の能力開発を図るとともに職位ごとの役割を明確にして貢献度を測定し、制度検証をしつつ段階的に公正な処遇に結びつける。
- ii. 教員を対象とした人事考課制度の導入に向けての制度設計を進め、上記の制度と同様な運用を目指す。

③ 職員の資質向上

組織を支える人材の育成が最も価値のある活動であるとの認識に基づき、組織の活性化とさらなる生産性の向上を図るため、職員自ら能力を高めるとともに、モチベーションの向上に繋がる育成制度を構築する。

- i. 教育・研究・診療の公的機関としての使命を果たすため、必要な教育機会を充実させる。

新たにSD¹³委員会を発足させ、学内実務者研修として基礎レベルから専門レベルまで実務能力を向上させるための学内研修を充実させる。また、学外の文部科学省や私立医科大学協会、文教協会などが実施する各種研修への積極的な参加を促す。

- ii. 新しい価値を生み出す人材育成を目的とした研修を導入する。

病院教育部、看護部教育委員会、SD委員会が中心となり、教育職、医療技術職、看護職および事務職等の各領域において求められる資格の抽出と支援の在り方を提言としてまとめる。その後、国内外での夏期研修などを幅広く実施する。

¹³ SD (Staff Development) 目的・目標の達成に向けて十分機能するよう、管理運営や教育・研究支援に関わる事務職員・技術職員またはその支援組織の資質向上のため、実施される研修などの取組の総称

(4) 資材・設備管理

【基本方針】

高度で良質な医療を提供するため、医薬品・医療材料・機器備品を統一することにより、医師、看護師、コメディカルがどの施設においても同じ環境で診療・教育・研究ができる環境を目指すとともに、年々増加する医療経費の削減に取り組む。

【重点施策と目標】

近年、患者さんにとって優しく安全性に優れた資機材が開発、商品化されており、大学の附属病院の使命として採用せざるを得ない面もあるが、一方で価額の高額化も見られ、医療経費を押し上げ原価率の悪化原因の一つとなっている。

また、3病院が独自に資機材の導入、切り替えを決定している現状では、3病院を有するスケールメリットを生かすことは困難である。事務効率の観点から、一定額以下は従前どおり病院の裁量に任せ、一定額を超える影響の大きな資材の導入等にあたっては、法人本部が法人全体の視点から必要な経費の確保と効率的な経費配分を行うことにより経費の削減を図る。

① 予算編成に反映させるための仕組みの明確化

- i. 関連部署に対し、調達関連の予算申請・作成をわかりやすくし、効率的な業務を推進する。
 - ア. 予算編成の手順、必要書類、留意点等を盛り込んだフローチャートを作成し、関係者が共有する。

② 医療機器の標準化・効率化の推進

- i. 更新機器の予算編成の基礎資料として、3病院の購入年度別、機種別機器台帳を整備し、法人本部資材調達管理室において管理する。
- ii. 購入後、稼働状況の検証を行い、予算編成に反映させる。
 - ア. MEセンター（臨床工学）で取り扱う管理機種を段階的に拡大する。
 - イ. 3病院統一フォーマットによる稼働報告書の提出を義務化し、常時稼働実態を把握する。
 - ウ. 実態等を検証し、予算編成への反映や経費削減の提言等を行うため、法人本部に新たに「稼働報告検証委員会」を設置する。

③ 調達システムの見直し・改善

i. 機器購入に関するプロセスの見直し

ア. 3病院ごとに医療機器の共同利用センターの設置を検討する。

イ. 現行の3病院の機器選定委員会の機能・役割を見直し、法人本部に新たに統括的な委員会を設置し、採用決定を行う。

ii. 薬品購入に関するプロセスの見直し

ア. 現行の3病院の薬事審査会の機能・役割を見直し、法人本部に新たに統括的な委員会を設置し、採用決定を行う。

イ. 3病院に置く薬事審査会の審議前に、疑義のある件について審査する事前審査委員会の設置の検討を行う。

iii. 医療材料購入に関するプロセスの見直し

ア. 現行の3病院の医療材料選定委員会の機能・役割を見直し、法人本部に新たに統括的な委員会を設置し、採用決定を行う。

イ. 3病院に置く医療材料選定委員会の審議前に、疑義のある件について審査する事前審査委員会の設置の検討を行う。

④ 委託業務の改善

i. 委託業務の内容を精査し、適正化を図る。

ア. 現行の委託内容・業者の検証を行い、現委託業務の適否、業者の変更等の検討を行う。

イ. 業務の委託にあたっては、複数の業者から業務内容の提案・見積書を徴取し、各施設と法人本部資材調達管理室にて協議の上、採用決定を行う。

⑤ 資材等調達管理業務に係る体制整備

i. 医療機器、薬品、医療材料等の調達業務を効率的に行うため、法人本部資材調達管理室を中心とした、3病院の担当部署との連携体制を強化する。

ア. 現行の医療材料実務者合同会議を薬品、医療機器にも拡大し、連携を強化する。

イ. 3病院統一品目については、法人本部資材調達管理室において見積もりを徴取する。

ii. 法人本部資材調達管理室の体制強化

ア. 調達業務をさらに効率的に実施するため、科目ごとに担当責任者を配置し、3病院に対して法人本部がリーダーシップを発揮する。

(5) 施設整備計画

【基本方針】

本学が教育・研究・診療をバランスよく推進し、永続的に発展するための最適な施設環境を計画的に整備する。

【重点施策と目標】

向こう 10 か年における施設整備計画の重点目標としては、西新宿キャンパス再開発整備事業に優先的に取り組む必要がある。

当該事業は、平成 20 年 5 月の理事会で決定され、新宿区および街区内地権者との約束事項に基づき、平成 25 年 7 月に完成した教育研究棟（自主自学館）の整備を皮切りに、最先端の医療を提供する新大学病院の整備、地下通路（敷地北側）の整備、駐車場（敷地南側）の整備、共同ビル（敷地西側）の整備等を実施する。また、将来的には新宿キャンパスの基礎医学部門の西新宿キャンパスへの移転による「基礎と臨床の融合」を実現するため、「基礎医学研究棟（仮称）」の整備も推進すべき事業とする。

さらに、茨城キャンパス、八王子キャンパスの各病院も経年劣化が課題となっていることから、令和元年 10 月に創設したキャンパス整備部が軸となり、各施設の会計課とも協働して中長期財務計画と連動させながら整備計画を指針検証する。

また、法人事務局による各キャンパスの施設・設備の一元的な状況把握を行い、中長期的な視点に立って、令和 3 年度～8 年度の中期目標・中期計画の策定に着手する。

① 西新宿キャンパスの主な施策

i. 西新宿キャンパス再開発整備事業基本方針をベースとした施設整備計画の推進

ア. 大学病院整備

- ・平成 25 年 9 月契約
- ・平成 28 年 5 月着工、平成 31 年 3 月竣工
- ・令和元年 7 月開院

イ. 地下通路整備

ウ. 大学病院本館解体（→令和 2 年 11 月完了）

エ. 立体駐車場棟整備（→令和 3 年 3 月完了）

オ. 法人本部事務局移転整備

カ. 共同ビル建築工事

- キ. 基礎医学研究棟（仮称）の整備
- ク. コスモハウス再整備
（西新宿キャンパス内の共同ビル計画と併せて検討）
- ii. 基礎医学研究部門の西新宿キャンパスへの移転
 - ア. 基礎医学研究棟（仮称）の整備(再掲)

② 新宿キャンパスの施設整備

- i. 既存施設を恒常的に維持するための整備計画の策定（バリアフリー含む）
- ii. 中長期財務計画に基づく新宿キャンパス基礎医学部門の西新宿キャンパスへの移転後の跡地利用計画の策定
- iii. 基本構想委員会の検討に基づくキャンパス再整備計画の推進

③ 茨城キャンパスの施設整備

既存施設を恒常的に維持するための整備計画の策定とともに、以下のような整備の検討が必要である。

- i. 既存施設を恒常的に維持するための整備計画の策定(建替え計画の策定も含む)
- ii. 新たな施設整備計画の策定
- iii. 基本構想委員会の検討に基づくキャンパス再整備計画の推進
 - ・多目的棟および老健施設の整備計画の検討
 - ・病院棟（南病棟等）の老朽化（築 39 年）のための建替え計画の検討
 - ・霞ヶ浦看護専門学校を増改築計画の策定

④ 八王子キャンパスの施設整備

既存施設を恒常的に維持するための整備計画の策定とともに、以下のような整備の検討が必要である。

- i. 既存施設を恒常的に維持するための整備計画の策定
- ii. A 館の老朽化のための建替え計画の検討
- iii. 基本構想委員会の検討に基づくキャンパス再整備計画の推進

(6) 情報通信環境

【基本方針】

本学の教育・研究・診療のビジョン・理念・目的の実現のため、効率的・効果的な情報通信環境を確立するとともに、医療の質と安全性の向上を持続的に継続できる情報システムを構築する。

【重点施策と目標】

電子カルテをはじめとする情報通信インフラ整備の更新作業を、大学病院・茨城医療センター・八王子医療センターの各施設において、時期を重複することなく順次確実に実施する。

① 情報通信環境の再構築

情報システム基盤の在り方を検討し、再構築する。

i. 新病院情報システムの整備

ア. 患者案内サービスの導入

診察を待たせない患者サービスを提供するため、当日の診察順表示や診察室誘導機能を有する患者案内表示板、呼出機を導入する。

イ. 電子カルテの更新

診療時の業務効率を上げるべく、医療情報の参照性向上や、システムレスポンス向上を実現するため、電子カルテの更新を行う。

ウ. 入退室セキュリティの導入

患者・職員の動線を明確にし、入退室管理を規制することで、外部犯罪・内部犯罪に備えた入退室時の安全性を担保する。

エ. IP 電話の更新

全教職員のコミュニケーション力を強化し、業務効率を上げるため、メール機能や一斉配信機能を備えた IP 電話の更新を行う。

オ. ネットワークの更新

複数の病院内ネットワークを物理的に統合することで管理レベルを向上させ、安全で安心なネットワーク環境の実現を図る。

ii. 情報通信インフラの統合

ア. ネットワークの仮想化

現在の独立・分散されたネットワークを仮想化することで、セキュアな環境で物理的に集約・統合する。また、将来的に発生するネットワーク構成の追加変更に対応できる基盤を整備する。

iii. 4 キャンパス情報通信インフラ整備

ア. 4 キャンパス Web 会議システムの導入

医療事故など緊急性を有する危機管理事案への連携対応と緊急運営委員会開催のために、東京医科大学各施設間の情報通信インフラを整備し、3 キャンパスの連携体制を強化する。

イ. ICT 技術を活かした業務アプリケーションの導入と全学的な利用推進

決裁システム、業績管理システム、ペーパーレス会議等、業務アプリケーションを全学的に導入し利用することで、業務効率のアップと全学的な運用フローの改善を図る。

② IT ガバナンスの強化策の実施

情報セキュリティを強化し、止まらないシステムを構築する。

i. 個人情報保護、情報漏洩防止

ア. シミュレーション研修の実施

職員のセキュリティリテラシー向上を図るため、標的攻撃型（模擬ウイルス）メールを送付し、それへの対応に関するシミュレーションテストを実施し、結果を分析・共有する。

イ. 業務に USB を使用しない環境の整備

セキュアなクラウドファイル共有環境を準備し、USB 持ち出しによる紛失や盗難リスクを回避する。

ii. サイバーセキュリティ対策

ア. 標的型攻撃等への監視強化

巧妙化するサイバー攻撃対策として、ネットワークの入口だけではなく、内部・出口の監視体制を強化する。

iii. 障害予防対策

ア. SDN、仮想サーバの在り方検討

トラブル発生時でも、迅速な障害対応が行えるよう、SDN による仮想ネットワークを構築し、ネットワーク構成や通信状態の可視化およびネットワークの一元的な管理・制御と全体把握の可能性を検討する。

イ. リモートメンテナンスの強化

システムやネットワークの保守・管理を強化するため、コンピューターネットワークを通じた遠隔監視体制を構築する。

iv. 災害時対策

ア. 部門データのクラウド化の拡大

部門データを外部に保存することにより、患者データの管理・バックアップを担保する。

③ 情報リテラシーの活用スキルの提供

情報を扱う能力を強化し、情報の活用力・発信力を育成する。

i. 情報活用スキルの提供

ア. 教職員向けセミナーの開催

オフィスツールやデータ分析ツール（SPSS）等の活用方法を継続的・段階的に実施する。

イ. 学生向け授業の実施

学生が情報機器の機能を理解し、ウイルス感染防御対策・個人情報漏洩対策や安全に利用する能力を身に付けさせる授業を実施する。

(7) 内部質保証

【基本方針】

定期的な自己点検・評価および改善・改革を通して、大学の質を維持・向上させるための取組みを組織的に進めていくとともに、関連する情報等を積極的に公開することにより、社会に対する説明責任を果たす。

【重点施策と目標】

本学では、認証評価時以外に自主的な自己点検・評価が実施されておらず、内部質保証を確実に実行するための体制やシステムが不十分であったことから、以下の施策に取組み、大学の質の向上に努める。

① 自己点検・自己評価

大学の質の向上に向けた改善・改革を行うため、定期的に自己点検・評価を行い、その結果を基に次の改善・改革に結びつけるP D C Aサイクルを構築する。

i. 定期的な自己点検・評価委員会の開催と自己点検・評価の実施

- ア. 自己点検・評価委員会規程を見直し、定期的に自己点検・評価を行う体制を整備する。
- イ. 定期的に自己点検・評価を行うため、点検・評価項目の設定、共通シートを作成する。

ii. 自己点検・評価の結果に基づく改善・改革と次年度の事業計画・予算への反映

- ア. 自己点検・評価の結果を反映させるための仕組みを検討するとともに、本評価を定期的実施・主導するための組織を設置する。
- イ. 上記の主体となる組織を中心に、自己点検・評価の結果を分析し、改善・改革に向けた計画を立案する。

② 外部評価

自己点検・評価の妥当性を高めるため、外部からの評価を受け、改革・改善に取り組み、大学の質の保証と向上を図る。

- i. 認証評価機関による評価に基づく改善・改革に取り組む。

- ア. 医学教育分野別評価の受審
- イ. 機関別大学認証評価の受審
- ii. 定期的に第三者評価を受け、改善・改革に取り組む。
 - ア. 自己点検・評価第三者小委員会規程を見直し、定期的な第三者による評価を受ける。

③ 情報公開

社会に開かれた大学を目指し、学内外の関係者および社会に対して説明責任を果たすため、以下のような取組みを推進する。

- i. 大学の状況を刊行物やホームページ等で公表し、ステークホルダーにわかりやすい情報として提供する。
 - ア. 学校教育法施行規則に基づく、教育研究活動等の状況の公表方法を検討する。
 - イ. 決算書・事業報告書および予算書・事業計画書の公表方法を検討する。
 - ウ. 定期的な自己点検・評価結果を公表する。
 - エ. 認証評価結果とその対応方針等を公表する。

④ 監事監査および内部監査

管理運営の有効性・信頼性を高めるため、内部監査業務の充実・強化を図り、大学の業務および会計処理の適切性を確保する。

- i. 法人監事による業務監査および財務監査他を充実する。
 - ア. 期末監査および期中監査における監査内容を更に充実する。
 - イ. 私学法の一部改正により、明確にされた理事の業務執行状況の監査の定着化を図る。
 - ウ. ガバナンスコードの運用状況に関する自己点検の確認とレビュー
- ii. 内部監査室による内部監査を充実する。
 - ア. 年間の内部監査計画を立て、着実に実施し、必要に応じ改善要望を提案する内部監査業務を確立する。
- iii. 監査体制の向上を図るため、法人監事・内部監査室・公認会計士が、さらに密接な連携を図る。
 - ア. 三様監査部門会議を定期的に開催する。
- iv. 過去の監査における指摘事項が、確実に改善に繋がっていることを確認する。
 - ア. 監査における指摘事項について、どう改善対応するか回答書をもらい、定期的に進捗状況を確認する。

⑤ 内部統制

適切な管理運営を図るため、法令順守に努め、内部統制が有効に機能していることを継続的に監視・評価する。

i. 内部統制の有効性を評価する。

ア. 内部統制に係る自己点検のためのチェックリストを作成する。

イ. 内部統制チェックリストにより、内部統制の整備状況、運用状況を確認する。

6. 中長期財務計画に関する理念・基本方針・重点施策と目標

1) 中長期財務計画に関する理念

学校法人は教育研究の水準を持続的に発展させるため、施設・設備を恒常的に維持しなければならない。さらに、医科大学では、医療の安全と質の持続的向上も求められている。

当大学では、こうした大学に対する基本的要件を実現するため、消費収支を均衡させ、施設・設備の更新資金を確実に確保する。

2) 中長期財務計画に関する基本方針

本大学は、これから10年間、教育・研究・診療の質を充実させるため、西新宿キャンパス整備を始めとする施設設備のための多額な投資を予定している。その財源としては自己資金と借入金を充当する予定であるが、それだけでは投資資金のすべてをまかなうことは困難であり、新たなる財源の確保が必要である。

そのためには、人員の適正配置などによる人件費の抑制、さらなる物件費などの経費削減に努め、厳格な予算配分と執行が必要である。

特に、医科大学の財政基盤の根幹は、医療収入にあるので、3病院の収支差額の確保は中長期計画実現のための重要な前提となる。今後、消費税のさらなる負担増、診療報酬のマイナス改定など、医療を取り巻く環境はますます厳しくなるものと予想されるが、中長期計画実現に必要な収支差額を確保するためには3病院の収支改善計画の着実な実行が強く求められる。

3) 中長期財務計画に関する重点施策と目標

(1) 財政基盤の確立

中長期計画実現に必要な収支差額を確保するためには、各病院は次の前提条件を満たす必要がある。

① 収入増について

大学病院	<新病院開院前>	<新病院開院後>
i. 病床稼働率	85.0%以上	93.7%以上
ii. 手術件数(全身麻酔)	年間 6,100 件以上	年間 7,500 件以上
iii. 新入院患者数の増加		
iv. 入院単価の増額		
茨城医療センター		<中長期目標>
i. 病床稼働率		95.0%以上
ii. 手術件数(全身麻酔)		年間 2,100 件以上
iii. 新入院患者数の増加		
iv. 入院単価の増額		
八王子医療センター		<中長期目標>
i. 病床稼働率		87.0%以上
ii. 手術件数(全身麻酔)		年間 3,000 件以上
iii. 新入院患者数の増加		
iv. 入院単価の増額		

② 経費削減について

- i. 医療原価率 2.5%削減
 - ア. 調達方法の改善
 - イ. 採用医薬品の品目数：10%削減 (新大学病院開院後 1,900 品目)
 - ウ. 後発医薬品使用率：60%以上 (新大学病院開院後 80%以上)
 - エ. 医療材料費の削減：10%削減 (新大学病院開院後 10%削減)
 - オ. 薬剤投与の適正化
 - カ. 委託費の削減

定期的な契約の見直しや更新が必要であるが、そのためには3病院の契約更新時期を合わせることや、委託業務の仕様を原則として3病院で統一する等の改善を図る

③ 退職給与引当特定資産の積み増し

- i. 期末要支給額の 30%とするが、最終的には 50%を積み増しする。

④ 特定資産の積み立て

- i. 今後の事業計画に充当できる、施設設備拡充引当特定資産を拡充する

(2) 今後財政的に支えていかなければならない重点事項について

① 西新宿キャンパスの整備

- i. 新大学病院開院
- ii. 地下通路整備
- iii. 立体駐車場竣工
- iv. 共同ビル建築工事

② 新宿キャンパスの整備

- i. 既存施設の持続的な整備計画の策定
- ii. 基礎医学部門の西新宿キャンパス移転後の跡地利用計画の検討
- iii. 新総合棟（仮称）建設計画の推進

③ 茨城キャンパスの整備

- i. 多目的棟の建設、建物老朽化に伴う整備
- ii. 建て替え整備を見据えた計画の策定
- iii. 霞ヶ浦看護専門学校の教室増築

④ 八王子キャンパスの整備

- i. 既存施設の持続的な整備計画の策定
- ii. 新診療棟（仮称）建設計画の推進

⑤ コスモハウス建て替えの検討

- i. 留学生の受入れもできる、宿舍の検討

(3) 寄附金の獲得

① 任意寄附金

② 一般寄附金

(4) 外部資金の獲得

- ① 科研費
- ② 受託研究費・共同研究費
- ③ 産学連携講座
- ④ 寄付講座

(5) 中長期収支計画・中長期資金計画

- ① 平成28年度の予算をベースに10年間の収支計画および資金計画を策定



100th
TOKYO MEDICAL UNIVERSITY
since 1916

 TOKYO MEDICAL UNIVERSITY